# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年6月28日

【事業年度】 第101期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 株式会社千葉興業銀行

【英訳名】The Chiba Kogyo Bank, Ltd.【代表者の役職氏名】取締役頭取 梅田 仁司

【本店の所在の場所】 千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

【電話番号】 (043)243-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 中村 遵史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階

株式会社千葉興業銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5695-1511(代表)

【事務連絡者氏名】東京事務所長山口智弘【縦覧に供する場所】株式会社千葉興業銀行東京支店

(東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,831	50,391	49,986	51,248	51,303
連結経常利益	百万円	8,335	6,725	7,224	9,005	9,671
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	5,183	4,530	4,763	6,385	6,477
連結包括利益	百万円	9,592	1,717	16,770	2,770	275
連結純資産額	百万円	172,583	166,892	182,491	175,445	170,718
連結総資産額	百万円	2,814,394	2,851,390	3,248,236	3,570,502	3,180,129
1株当たり純資産額	円	1,674.88	1,687.69	1,938.72	1,950.75	1,964.23
1株当たり当期純利益	円	53.36	51.75	57.34	85.75	92.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	33.61	20.27	17.56	26.63	28.90
自己資本比率	%	6.01	5.73	5.50	4.80	5.23
連結自己資本利益率	%	3.21	2.72	2.78	3.64	3.83
連結株価収益率	倍	5.60	4.88	5.17	3.06	5.83
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	30,659	17,954	256,027	333,925	430,231
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	4,367	6,526	28,049	2,326	10,813
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,184	3,998	1,261	9,885	4,479
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	147,441	132,233	359,075	685,448	261,551
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,464 [1,015]	1,452 [950]	1,428 [891]	1,387 [854]	1,350 [773]

<sup>(</sup>注)自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して で算出しております。

# (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
経常収益	百万円	42,399	41,571	40,476	42,880	43,025
経常利益	百万円	7,764	5,915	6,645	8,145	8,945
当期純利益	百万円	5,148	4,260	4,679	6,270	6,447
資本金	百万円	62,120	62,120	62,120	62,120	62,120
発行済株式総数						
普通株式	千株	62,222	62,222	62,222	62,222	62,222
優先株式		6,253	5,753	5,257	4,458	3,958
純資産額	百万円	166,413	161,084	174,638	166,871	161,699
総資産額	百万円	2,793,404	2,829,432	3,228,092	3,550,485	3,160,827
預金残高	百万円	2,510,712	2,559,262	2,781,665	2,816,778	2,834,230
貸出金残高	百万円	2,087,836	2,159,237	2,297,615	2,306,598	2,356,768
有価証券残高	百万円	506,220	487,885	528,602	519,751	499,207
1株当たり純資産額	円	1,628.45	1,645.71	1,867.52	1,868.77	1,878.61
1株当たり配当額						
普通株式	円	3.00	3.00	3.00	5.00	5.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
第二種優先株式		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
(内1株当たり中間配当額) 第1回第六種優先株式		( - ) 550.00	( - ) 550.00	( - ) 550.00	( - )	( - )
(内1株当たり中間配当額)		( - )	( - )	( - )	_	_
第2回第六種優先株式		- '	-	-	26.31	300.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	-	( - )	( - )
第1回第七種優先株式		34.53	900.00	900.00	900.00	900.00
(内1株当たり中間配当額)		( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
第2回第七種優先株式		-	-	7,101.00	9,000.00	9,000.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	( - )	( - )	( - )
1株当たり当期純利益	円	52.80	47.31	55.91	83.82	91.57
潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益	円	33.36	18.92	17.22	26.12	28.76
自己資本比率	%	5.95	5.69	5.40	4.69	5.11
自己資本利益率	%	3.58	2.76	2.98	3.93	4.12
株価収益率	倍	5.66	5.34	5.31	3.13	5.86
配当性向	%	5.68	6.34	5.36	5.96	5.46
従業員数		1,310	1,305	1,302	1,302	1,261
[外、平均臨時従業員数]		[862]	[808]	[759]	[807]	[731]
株主総利回り (比較指標:TOPIX業種別指数 (銀行業))	%	65.6 (84.9)	56.3 (65.6)	66.5 (93.1)	60.2 (103.7)	120.8 (128.4)
最高株価	円	545	415	353	307	615
最低株価	円	286	187	210	243	246
	' '	1	107	210	2.10	2.10

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557)

有価証券報告書

- (注) 1.「1株当たり配当額」の「第1回第六種優先株式」については、2022年3月1日に全株式を取得及び消却していることから、第100期(2022年3月)以降は該当ありません。
  - 2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計・期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 3.最高株価及び最低株価は、第101期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

# 2 【沿革】

2020年1月

2020年6月

2021年2月

2021年4月

- 1952年1月 株式会社千葉興業銀行設立(1952年1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市) 1970年12月 外国為替業務取扱開始 1972年3月 現本店竣工 東京証券取引所市場第二部上場 1972年9月 1973年8月 東京証券取引所市場第一部上場 1974年5月 事務センター竣工 1974年8月 預金オンライン稼働 1977年4月 為替オンライン稼働 1979年4月 千葉保証サービス株式会社 (現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社)設立 1982年4月 金売買業務開始 1982年12月 千葉総合リース株式会社設立 (現・連結子会社) ちば興銀ユーシーカード株式会社(現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社)設立 1983年2月 1983年4月 国債等公共債の窓口販売業務開始 1983年6月 融資オンライン稼働 1984年8月 海外コルレス業務の認可を取得 1985年6月 国債等公共債のディーリング業務開始 1985年10月 日本銀行一般代理店業務開始(稲毛支店)(2019年8月廃止) 1986年1月 ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立 1987年7月 海外コルレス包括契約の認可を取得 1988年7月 ちば興銀ファイナンス株式会社設立 1988年9月 第一回国内無担保転換社債100億円発行 ニューヨーク駐在員事務所開設 1989年10月 ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立(現・連結子会社) 1991年7月 1995年7月 ちば興銀総合管理株式会社設立 1998年6月 ニューヨーク駐在員事務所閉鎖 1998年12月 証券投資信託の窓口販売業務開始 1999年9月 第一種優先株式50億円発行 2000年3月 ちば興銀総合管理株式会社清算 2000年8月 第二種優先株式200億円発行 2000年9月 第三種優先株式600億25百万円発行 2001年4月 損害保険窓口販売業務開始 2002年2月 確定拠出年金(企業型年金)業務開始 ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算 2002年9月 2002年10月 生命保険窓口販売業務開始 基幹系システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行 2004年10月 2004年12月 証券仲介業務開始 2009年1月 千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カー ドサービス株式会社に変更 (現・連結子会社) 2013年1月 第四種優先株式320億円発行 2013年7月 第三種優先株式全株を取得及び消却 2014年9月 第一種優先株式全株を取得及び消却 2017年1月 第1回第六種優先株式発行(発行価格の総額120億円、発行価額の総額115億20百万円) 2017年2月 第四種優先株式1,750千株を取得及び消却 2019年3月 第1回第七種優先株式326億50百万円発行 第四種優先株式全株4.650千株を取得及び消却 2019年3月

第二種優先株式500千株を取得及び消却

第2回第七種優先株式23億66百万円発行

第二種優先株式500千株を取得及び消却

ちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557) 有価証券報告書

2022年 2 月	第2回第六種優先株式60億20百万円発行
2022年3月	第1回第六種優先株式全株を取得及び消却
2022年3月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場
	に移行
2023年 3 月	第二種優先株式500千株を取得及び消却

# 3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、クレジットカード業務及びリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

### [銀行業]

当行の本店ほか支店、出張所においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に 密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

### [リース業]

連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

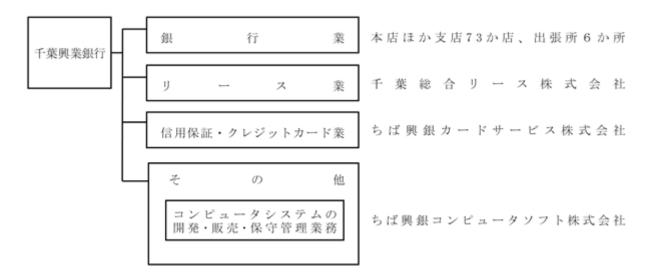
#### [信用保証・クレジットカード業]

連結子会社のちば興銀カードサービス株式会社においては、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

### [ その他]

その他の連結子会社においては、コンピュータシステムの開発・販売業務等を行い、当行グループの業務の充実 に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



# 4【関係会社の状況】

		次よくロは						当行との関係内容		
名称	住所	資本金又は   出資金   (百万円)	主要な事業の内容	所有(又 は被所 有)割合 (%)	役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の取 引	設備の賃貸 借	業務提携	
(連結子会社)				所有						
ちば興銀カード サービス株式会 社	千葉市中央区	100	信用保証・クレ ジットカード業 (信用保証業務・ クレジットカード 業務・一般貸金業 務)	100.0 ( - ) [ - ]	2 (1)	-	預金取引 保証取引	提出会社より建物の一部賃借	1	
千葉総合リース 株式会社	千葉市中央区	90	リース業 (リース 業務)	26.1 (21.1) [50.0]	2 (1)	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	-	ı	
ちば興銀コン ピュータソフト 株式会社	千葉市美浜区	30	その他 (コン ピュータシステム の開発・販売・保 守管理業務)	55.0 (50.0) [45.0]	1 (1)	-	預金取引 システム開 発	提出会社より建物の一部賃借	•	

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
  - 2.「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
  - 3.「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
  - 4.千葉総合リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
  - 5.その他の関係会社であった株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行は、2023年2月 28日付で株式会社みずほ銀行が保有していた当行株式の一部を売却したことから、その他の関係会社に該当しないこととなりました。

# 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

2023年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証・クレ ジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	1,261	18	15	56	1,350
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	[731]	[9]	[17]	[16]	[773]

- (注)1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員737人を含んでおりません。
  - 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

# (2) 当行の従業員数

2023年 3 月31日現在

従業員数 ( 人 )	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,261 [731]	39歳4月	15年4月	6,090

- (注)1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員697人を含んでおりません。
  - 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
  - 3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は953人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
  - 6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員14人は従業員数に含まれております。
  - (3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異当行

当事業年度					
管理職に占める女性	男性労働者の育児休				補足説明
労働者の割合(%)   (注)1 	業取得率(%)   (注)2	全労働者	正規雇用労働者 (注)3	パート・ 有期労働者	
24.1	95.0	44.3	67.5	42.9	

- (注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。なお、管理職に占める女性労働者の割合は、出向者を出向元の労働者として集計し、労働者の男女の賃金の差異は、正規雇用労働者は行員を、パート・有期労働者は嘱託社員、パートタイマーを集計しております。
  - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出しており、出向者は出向元の労働者として集計しております。
  - 3 . 正規雇用労働者のうち当行職責階層(役割・責任に応じた階層)に区分した場合の賃金の差異(%)

経営職	管理職	特定職	推進職	指導職	事務職
96.0	83.3	88.9	78.6	84.7	99.4

(注)経営職は支店長クラス、管理職及び特定職 は課長クラス、推進職は係長クラスであります。

当行は、単線型の人事制度を運用しているため、制度的には男女の賃金格差は生じておりません。上記の賃金差につきましては、育児休業取得者、短時間勤務者が女性の方が多いことにより生じております。

上記のような社会的課題でもある賃金格差解消のため、当行は、引き続き女性活躍推進や男性の育児参加を 促進してまいります。

# 第2【事業の状況】

# 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当行が企業活動を展開していく上での基本的価値観を示した企業理念は、『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』の3つの言葉で表現されています。経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、この企業理念を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることであります

お客さまのニーズは時代とともに常に変化・多様化していますが、その本質にある「幸せになりたい」という気持ちは不変であるとの認識のもと、当行は、お客さまの親切なパートナーとして、常に考え行動する"コンサルティング考動"を通じて幸せの実現に向けて共に伴走し続けることを目指すという意味を込め、長期経営ビジョン「親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける」と定めることとしました。これを実現していくことで、株主の皆さま、お取引先の皆さま、そして市場や地域社会からの信頼と期待にお応えしてまいります。

#### (2) 経営環境・優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当行が営業基盤とする千葉県には、620万人を超える人口がおり、交通インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。

また、新型コロナウイルス感染症についてはウィズコロナが進展し、感染症抑制と経済活動の両立が進みつつあります。一方で、資源高を要因とした物価の上昇や、低金利環境の継続に加え、DX化に向けた動きや脱炭素に向けた取組みなど、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、当行は2022年4月より中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ~ CKBコミュニティ確立に向けて 1 stステージ ~ 」をスタートさせ、同中期経営計画の対象となる3年間を、長期経営戦略「"CKBコミュニティ"の確立」に向けて『組織』『営業』『経営』の3つの基盤を構築するステージと位置付けました。

「組織基盤」では、前中期経営計画で実施してきたペーパレスや、BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング 1)をはじめとした効率化の動きを全行的なものとしてビジネスモデル全体にまで発展させていく取組みで、預金・融資を含め、あらゆる取引をデジタルベースに変えていくことを目指していきます。

また、「営業基盤」では、これまでに確立してきた「考えて動く」というコンサルティング考動の基本姿勢をベースとして、これをより効果的・効率的に、金融分野にとらわれず、デジタルという手段を活用しながら、今まで以上にお客さまとのつながり、更には絆を深め、親密度を高めていくという取組みです。デジタルの活用により時間・場所の制約から解放されるサービス提供体制を構築することで、お客さまの利便性追求とともに、コンサルティングに注力できる営業体制を実現します。これにより、伴走型コンサルティングを中心に、お客さまの幸せをデザインし続けるとともに、当行の強みである親しみやすさや相談しやすさをデジタル上でも体現できる仕組みを構築します。これらを支えるため、当行の経営基盤のさらなる強化にも同時に取り組んでまいります。

中期経営計画を、全職員が一丸となり取り組むことで、長期経営ビジョンである『親切なパートナーとして皆様の幸せをともにデザインし続ける』姿を実現し、お客さまをはじめとしたステークホルダーと当行の持続的な成長及び当行企業価値の向上に努めてまいります。

1... BPRとは、ビジネスのプロセスを抜本的に再設計しなおすこと。

### (3)目標とする経営指標(2025年3月期)

目標とする指標	算出方法	目標数値
当期純利益	単年度純利益額	67億円
コアOHR	経費 / 業務粗利益 (除く国債等債券関係損益)	69%
ROE	当期純利益/(純資産の部合計平残-新株予約権平残)	4%
自己資本比率	自己資本 / リスクアセット	8%台半ば
優先株式発行比率	発行済優先株式残高 / 自己資本	30%

# 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

## (1) サステナビリティへの取組み

サステナビリティを巡る諸課題について、当行グループはリスクと機会の両面がある事を認識しております。企業理念である、「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」に沿って、地域に根ざし、地域とともに存続・発展する地域金融機関の社会的責任として、企業理念に基づく事業活動の展開により、ステークホルダーの皆さま(お客さま、株主、従業員、地域社会)の成長と発展に貢献することを目指し、サステナビリティへの取組みを推進してまいります。

### ガバナンス

当行グループは、気候変動をはじめとする環境問題については「環境方針」を、社会課題の解決については「人権方針」を制定し、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献すべく、サステナビリティを経営 戦略の重要事項の一つとして位置付けて取り組んでおります。

サステナビリティへの取組みについては、取締役頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会にて審議・ 決定を行い、委員会での取組状況等については、年1回以上定期的に取締役会に報告しております。その他推進 方法などについては、「『サステナビリティ』への取組みに関する基本方針」を定めております。

これにより、取締役会がサステナビリティへの取組みに対し適切に監督する体制を構築しております。

### [取締役会にて付議・報告した事項(2022年度)]

- 1.TCFD提言への賛同・開示 TCFDの4項目に基づいた開示内容の検討
- 2. サステナビリティ推進委員会の設置 より発展的な組織体とするため、サステナビリ ティ推進会議から改組
- 3. サステナビリティ関連規程の制定等 環境方針、人権方針、調達に関する取組方針の制 定、行動憲章など関連規程の改定
- 4. サステナビリティに関する取組状況 TCFD開示内容の検討(シナリオ分析)、サステナブルファイナンスの推進方法、金融リテラシー教育の取組みなど



#### 戦略

当行グループの地元千葉県では、緑豊かな自然に囲まれた地域でありながらも、商工業が盛んな地域でもあります。しかしながら、近年気候変動が原因となる度重なる異常気象により、甚大な被害が発生しており、地域の環境保全をはじめとした持続可能な社会貢献は使命であります。

使命を果たすべく、当行グループでは基本的価値観である企業理念の実践に向けて長期的な視点に立ち、3つのサステナビリティ重点項目(マテリアリティ)を定めて取り組んでおります。重点項目へ取り組む事で、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

サステナビリティ重点項目の取組みを通して地域社会と当行グループに与えるリスクと機会を評価し、サステナビリティ推進委員会等において戦略・計画を審議・決定し、ステークホルダーの皆さまへ情報開示を行ってまいります。



# 産業の活性化と干葉の魅力創造

地域資源を活用した特産品の開発や 地場産業の育成などを通して地域経済を活性化させ、 千葉の新たな魅力創造に取り組みます。





## 千葉の未来を担う人材の育成

地域の成長を支える人材の育成に取り組むとともに、 一人一人の働きがいと経済的な質の向上に取り組み ます。





# 安心して暮らせる豊かな千葉の実現

地域の防災・防犯への備えや医療体制の整備をはじめ、 環境への負荷を軽減する取組みを通じて、 安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組みます。



### リスク管理

地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄にあたって、気候変動をはじめとする様々なリスクがあると認識しております。

また、気候変動に起因するリスクが、地球環境や地域経済のみならず当行グループの経営戦略や財務計画に大きな影響を与えるリスクであると認識しております。当該リスクについては、影響を把握、分析するとともに、信用リスク管理やオペレーショナルリスク管理等、統合的リスク管理の枠組みで対応する体制を構築してまいります。

環境・社会に負の影響を与える可能性のある特定のセクターへの投融資に関しては、「投融資ポリシー」を定め、これを公表しております。ポリシーに基づいた責任ある投融資を通じ、地域金融機関として、環境・社会的課題の解決に取り組むお客さまとともに、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

#### 指標及び目標

当行は、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現すべく、以下の中長期的なKPIを設定しております。各KPIは、サステナビリティ推進委員会において進捗状況を確認してまいります。

項目	目標値		
	2025年3月まで	2030年まで	
マテリアリティ 1 : 産業の活性化と千葉の魅力創造			
ESG投融資・サステナブルファイナンス累計実行額	1,500億円以上	5,000億円	
マテリアリティ 2 :千葉の未来を担う人材の育成			
女性役職率	30%以上	35%以上	
金融リテラシー教育参加人数	3,000人以上	延べ1万人	
マテリアリティ3:安心して暮らせる豊かな千葉の実現			
CO2排出量の削減率(2013年度比)	35%削減	46%削減	

# (2) 気候変動への取組み [TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)]

気候変動に起因する異常気象の発生により、甚大な被害が頻発しています。地元千葉県においても、豪雨等による災害が発生しており、気候変動への対策は地域にとって大きな課題であると認識しております。

当行は2022年9月にTCFDに賛同表明しており、TCFDの枠組み(「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」)に基づき開示内容の拡充、体制整備の取組み等、適切に対応してまいります。

### ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティへの取組みにおけるガバナンスに組み込まれております。 詳細については「(1) サステナビリティへの取組み ガバナンス」をご参照ください。

# 戦略

当行は、持続可能な社会の実現に向けた気候変動への対応としてリスク(移行リスク、物理的リスク)及び機会の両面として捉え、短期(5年)、中期(10年)、長期(30年)の時間軸に基づき、以下のとおり認識しております。

分類	種類	内容	時間軸
	政策・法規制	・気候変動に関する政策や規制の強化による、お客さまの事業へ の影響に伴う与信コストの増大	中・長期
   移行   リス	技術・市場	・気候変動に起因する市場の変化により、資金調達が困難になる、ないし調達コストの上昇	中・長期
3^   5	1文147 、1177-20	・脱炭素社会への移行に伴う新たな技術等の導入や産業構造の変 化による既存資産等の減損や収益悪化	中・長期
	評判	・炭素排出セクターに対する投融資継続によるレピュテーション 悪化	短・中・長期
<i>l</i> -/mI⊞		・台風・豪雨による風水災に伴うお客さまの事業停滞による業績 悪化影響及び担保価値の毀損を通じた与信コストの増大	短・中・長期
- 物理 - 的リ スク	急性慢性	・異常気象等による当行資産の毀損に伴う事業継続への影響、管 理コストの増加	短・中・長期
		・海面上昇によるお客さま及び当行の営業拠点被災に伴う損失の 発生	長期
機会	商品・サービス	・気候変動に関するサステナビリティへの取組みに対するコンサ ルティングやファイナンスによる支援の増加	短・中・長期
版本	資源効率化	・省資源、省エネ、再生可能エネルギーの活用による事業コスト の低下	短・中・長期

### イ.リスク

# ( )シナリオ分析の実施

今年度はTCFD提言に基づき一定のシナリオのもと、低炭素経済への移行に伴いGHG排出量の多い金融資産の再評価によりもたらされる移行リスク、及び気候変動による洪水リスクの影響によりもたらされる物理的リスクについてシナリオ分析を実施いたしました。

# ( )移行リスク

- ・分析対象としてGHG排出量が比較的高い資産であるエネルギーセクターを選択のうえ、エネルギー関連事業者(電力、ガス、石炭・石油関連の事業者)、鉄鋼関連事業者を個社別に特定いたしました。
- ・リスク重要度評価、事業インパクト評価を行い、大規模企業、上場企業については個社別分析を実施 (ボトムアップアプローチ)し、その他の事業計画・財務等の多くの情報が得られない先は拡大推計 (トップダウンアプローチ)し、評価いたしました。

項目	概要
リスクイベント	・炭素税導入による費用増加 ・脱炭素社会への移行に伴う設備投資、研究開発費の増加 ・再生可能エネルギーへの転換に伴う市場影響
シナリオ	NGFS (気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク)のシナリオのうち、Net Zero 2050・Below 2 シナリオ ・Net Zero 2050:厳しい気候政策等により2050年にネットゼロを達成するシナリ オ (1.5 未満シナリオ) ・Below 2 : やや厳しい政策が導入され、温暖化を 2 以下に抑えるシナリオ (2 以下シナリオ)
分析手法	・ボトムアップアプローチ:個社別に2050年までの財務内容を推計 ・トップダウンアプローチ:個社別分析の結果をもとに利益率やコスト率の平均を ベースに推計
分析対象	エネルギー関連事業者(電力、ガス、石炭・石油関連の事業者)、鉄鋼関連事業者
分析期間	2022年12月末を基準として2050年まで
分析結果	与信関係費用:累計 3 億円 ~ 14億円

#### ( )物理的リスク

- ・取引先の所在地や担保所在地について、ハザードマップ(想定最大規模と計画規模)と結合して複数確率年洪水の考慮を行い、当該災害発生時の債務者区分に与える影響(債務者区分影響)と保全に与える影響(保全影響)の分析を行いました。
- ・債務者区分影響は、企業が保有する建物や有形固定資産の被害額(直接被害額)と営業停止に伴う被害額(間接被害額)を推計し、企業の財務内容等に与える影響を算出、債務者区分を付与し引当の増加額を算出いたしました。保全影響は、建物等の担保棄損による引当の増加額を算出いたしました。
- ・算出した引当の増加額を2050年までに発生する確率と気候変動による洪水頻度の増加を考慮し、複数シナリオでの引当増加額を算出いたしました。
- ・また、同様に銀行本支店の洪水による固定資産の毀損についても推計を行いました。

項目	概要
リスクイベント	洪水による 融資先の事業の中断や事業拠点の直接被害に伴う財務内容の悪化 担保物件の毀損 銀行本支店の資産の毀損
シナリオ	IPCC (気候変動に関する政府間パネル)によるRCP (代表的濃度経路)シナリオ (RCP2.6:2 シナリオ及びRCP8.5:4 シナリオ)
分析手法	・ハザードマップのデータ(想定最大規模、計画規模)から洪水発生時の取引先の直接被害額と間接被害額から財務への影響と担保(保全)への影響を算出したうえで、シナリオを踏まえ推計した2050年までの洪水発生確率・洪水頻度の増加を勘案し、与信関係費用の増加額を算出・銀行本支店については建物被害額を算出
分析対象	貸出のある国内法人及び個人事業主、銀行本支店の固定資産
分析期間	2022年12月末を基準として2050年まで
分析結果	与信関係費用: 3 億円~ 5 億円、銀行本支店被害額:最大 1 億円

### ( )シナリオ分析の結果

今回の分析対象やシナリオの前提条件のもと、移行リスクでは与信関係費用が累計で3億円~14億円、物理的リスクでは与信関係費用が3億円~5億円、銀行本支店の資産の毀損は最大1億円となり、ポートフォリオ全体への影響は限定的であるとの結果となりました。

引き続き対象セクターの拡大など充実化へ取り組んでまいります。

# ( )炭素関連資産

当行の与信残高(1)に占める炭素関連資産(2)の割合は31.79%です。

- ( 1)2023年3月末の貸出金、支払承諾、外国為替、銀行保証付私募債の合計。(ただし、再生可能エネルギー発電事業として太陽光発電事業を除く)セクターの分類方法については、日本銀行が制定した「業種分類一覧表」の分類を基に、当行が判定。
- ( 2)炭素関連資産: 当行では2021年10月におけるTCFDの一部改訂を踏まえ、炭素関連資産を4つのセクター別に定義しています。

当行与信残高に占める4セクター毎の割合は以下のとおりであります。

エネルギー	運輸	素材・建築物	農業・食料・林産物	
0.84%	2.95%	26.15%	1.85%	

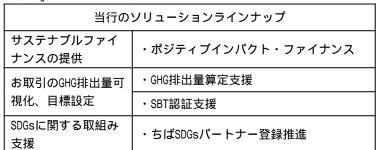
## 口.機会

当行は、地域とお客さまの環境負荷低減と脱炭素経営実現へ向けた取組みに積極的に関与することにより、環境や社会の課題解決に貢献するとともに、持続可能な社会実現と企業価値向上を図ってまいります。

また、脱炭素社会への移行に伴い、お客さまの資金需要に対するファイナンスの提供やコンサルティング等 ソリューションの提供を通じて脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。今後、より多くのビジネス機会を 創出するため、お客さまの温室効果ガス削減やエネルギー効率の向上に向けた取組みの支援等、脱炭素化を支 援するサービスを充実させてまいります。

### [ 当行のサステナビリティ支援ソリューション ]

お客さまのニーズ
サステナビリティに向けた実
効的な取組みを始めたい
脱炭素に向けた課題把握や目
標設定を行いたい
SDGsに関する取組みを始めた
l l l



#### リスク管理

気候変動に関する主なリスクは、サステナビリティへの取組みにおけるリスク管理に含めております。詳細については、「(1) サステナビリティへの取組み リスク管理」をご参照ください。

# 指標及び目標

#### イ.ESG投融資・サステナブルファイナンス

当行では、地域の環境保全及び経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献することを目的とするファイナンスを「ESG投融資・サステナブルファイナンス」と定義し、推進しております。

### [ESG投融資・サステナブルファイナンスの主な商品]

- ・「サステナビリティ・リンク・ボンド」や「グリーンローン」など、国際原則・政府の指針を基準とし たローン商品や債券
- ・お取引先のSDGs達成に向けた取組支援を行うローン商品
- ・SDGsの取組みに寄与する私募債の引受
- ・環境負荷低減をはじめとした、地域振興や人材育成など地域の持続的な発展・繁栄に貢献する融資等上記以外の商品も含みます。

#### ESG投融資・サステナブルファイナンスの累計実行額目標及び実績は以下のとおりであります。

ESG投融資・サステナブルファイナンス累計実行額	目標値	2022年度実績
中期経営計画(2024年度まで)	1,500億円以上	1.416億円
2030年度まで	5,000億円	1,4101息门

## ロ.CO2排出量の削減

当行のCO2排出量を2013年度比で、2024年度までに 35%、2030年度まで 46%削減することを目標とし、 実績は以下のとおりであります。



- (注) 1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律(いわゆる省エネ法)に基づく定期報告書における Scope 1 及びScope 2 のCO2排出量となります。
  - 2. 当行単体のScope 1及びScope 2を集計しております。

### (3)人的資本

戦略

#### イ.経営戦略と人材戦略の関係性

- ・「親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける」という長期経営ビジョン実現のために、従業員一人ひとりがお客さまの親切なる相談相手として常に考え行動する「コンサルティング考動」 を実践しております。
- ・当行では、「コンサルティング人材」を「コンサルティング考動」を実践する人材と定義し、全従業員が お客さまに感動を与え、新しい価値創造を担う、質の高い「コンサルティング人材」になる事を目指して おります。
- ・「コンサルティング人材」が、常に変化・多様化するお客さまの潜在ニーズを共有し課題を解決していく ためには、その専門性を常に高めていく取組みが不可欠であり、今後の外部環境変化に対応すべく経営方 針・経営戦略の理解及び変化にチャレンジする組織・文化を創り上げていくことを人材育成にて実践して おります。
- ・多様な「コンサルティング人材」が、様々な場面において最大限の能力を発揮し、活躍できるような人材 活用と環境整備を行っていくことが不可欠であると認識しております。

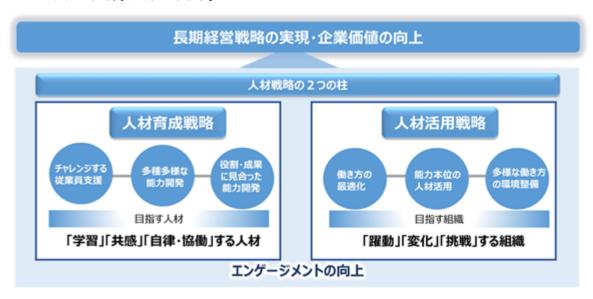
#### 口.人材戦略における課題認識

- ・コンサルティング考動のレベルの底上げ
- ・対面コンサルティングのスピード・質の強化
- ・新しい価値創造や専門分野への対応を可能にする多様な人材の確保

当行は上記の課題認識を踏まえ、「人材育成理念」及び「人材活用理念」を通して経営方針の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

#### 八.人材戦略の全体像

- ・人材戦略は、長期経営戦略の実現・企業価値向上に向け、「人材育成戦略」及び「人材活用戦略」によって構築しております。
- ・また、経営戦略実現に向けた推進力及び人材戦略・経営戦略の結びつきをより強固にすべく、従業員エン ゲージメントを高めてまいります。



### 二.人材育成戦略

当行では次の理念と基本方針に基づき、従業員の能力開発強化に取り組んでおります。

# [人材育成理念]

- ・当行の経営方針を理解・共感し、高い成果を上げることができる人材を育成する
- ・全員が常に変化を先取りし、迅速・果敢にチャレンジする組織・文化(マインド)を全員で創り上げる [人材育成の基本方針]
  - ・自律性の追求 学ぶ努力を怠らず、高い目標にチャレンジする従業員を尊重した能力開発支援を行う
  - ・多様性の追求 従業員の成長・役割に応じ、多種多様な能力開発支援を行う
  - ・公正性の追求 透明性のある客観的プロセスに基づき、役割・成果に見合った能力開発支援を行う

#### [目指す人材の姿]

- ・学習し続ける 顧客の幸せを探求し、新しい価値を生み出すため、学習し続ける
- ・共感する 株主・地域社会の幸せを探求し、持続可能な繁栄を分かち合うため、社会とのつながりを大切 にし、社会に共感する
- ・自律・協働する 自身の幸せを探求し、自身の成長を遂げるため、自律的に多様な人と協働する

### <具体的な取組事項>

「コンサルティング考動の底上げ」、「伴走型コンサルティングにおける対面コンサルティングのスピード・質強化」に向け、次の2点に取り組んでおります。

継続的で多種多様な能力開発機会の提供

「コンサルティング考動の底上げ」「対面コンサルティングのスピード・質強化」のためには、常に学習し、自律的に多様な人と協働しながら成長していくことが必要です。そこで、「8,000本超の動画教材やグループによる協働学習、対面・非対面研修を織り交ぜた継続的な学習」を強力に進めてまいります。

また、スキル別の公募型プログラムや思考力強化プログラム、マネジメント・リーダーシップ開発プログラムを拡充してまいります。

#### 異業種交流の拡充

「伴走型コンサルティングにおける対面コンサルの質強化」には「顧客に対する非金融・情報提供の拡充」が欠かせません。そのためには、「これまで以上にお客さまに共感し、つながりと絆を深め、親密度を高める」とともに、従来の枠にとらわれない「新たな視点・発想の習得」「新たな価値創造」が必要です。そこで、前年度より当行の研修プログラムをお取引先従業員にも開放し、異業種交流ワークショップをスタートさせました。今年度は2023年1月に開設した研修施設「幕張学問所」を拠点に、異業種交流ワークショップを拡充してまいります。

#### ホ.人材活用戦略

当行では次の理念と基本方針に基づき、従業員一人ひとりが最大限に能力を発揮し活躍できる体制の構築に取り組んでおります。

#### 「人材活用理念 ]

- ・年齢、性別、雇用形態に影響されない能力本位の人材活用を行う
- ・多様な人材の可能性を最大限引き出すための環境整備を行う

#### 「人材活用の基本方針 ]

- ・若手 能力と成果に応じた適切な評価と納得性のある処遇の実現
- ・女性 仕事と生活の両立支援を通じて、就業年数の伸長と更なる職域拡大に取り組む
- ・外部人材・パートタイマー 様々な働き方に対応できる雇用条件を整備し、多様な人材を活用
- ・シニア リスキリングを通じて、各自の持つスキル・専門性を発展的に活用

# [目指す組織]

- ・躍動する 一人ひとりが主体的・能動的な意志をもって、存分に活躍する
- ・変化する 既存の価値観にとらわれず、環境変化を先取りし自ら変化していく
- ・挑戦し続ける 失敗を恐れることなく、新しい課題に積極果敢に挑戦し続ける

#### <具体的な取組事項>

「価値創造や専門分野への対応を可能にする多様な人材の確保」に向け、次の取組みを実施しております。

# 若手の活躍推進

入行直後からキャリア開発研修や人事部面談を通じてキャリア自律の意識醸成を図り、毎年、自身のキャリア志向について、自己申告する仕組みや申告を踏まえた配属、またポスト公募制を採用し、行員のチャレンジを促し抜擢する仕組みなどを導入しております。

#### 女性の活躍推進

以前から女性の活躍推進を積極的に行い、仕事と私生活の両立支援や職域拡大に取り組む。これまでの 取組みが奏功し、幹部行員として位置づけられる、経営職の女性比率は8.7%となり、女性の支店長は2023 年4月には58名中13名となりました。

対外的にも、えるぼし最上位認定や全国の金融機関として初めてとなったプラチナくるみんプラスの認定など、高い評価を受けております。引き続き男女差異のない採用や人事制度を運用するとともに、女性の出産育児支援、男性の育児参加を促進してまいります。

外部人材・パートタイマーの活躍推進

外部人材を様々な条件で受け入れることのできる就業体制を整備いたしました。具体例としては、日数・時間・場所に制約されず、就業することが可能です。また、パートタイマーの正規社員登用も積極的に行っており、これまでに約60名超が行員に転換いたしました。

### シニアの活躍推進

シニア人材が、リスキリングを通じてそれぞれの持つスキル・専門性を発展的に活用できるよう、キャリア研修を実施するとともに各種研修コンテンツを提供しております。また、行内の専門職要件を整理し、年齢にかかわらない活躍の場を提供しております。

### 指標及び目標

指標及び目標については、以下のとおりであります。

人材戦略実現に向けた要素		KPI	2022年度 実績	2025年3月 目標値
エンゲーシ	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	組織活力アンケート結果(前年比)	74 ( + 1 )	-
継続的で多種多様 育成 な能力開発の機会 従業員一人当たりの年間研修回数 (従業員一人当たりの年間平均育成プロ ラム参加時間)		(従業員一人当たりの年間平均育成プログ	34.8回 (47.7時間)	26.5回 ( - )
	異業種交流の拡充	異業種交流機会の提供回数	12回	12回
		女性比率(行員のみ)	40.1%	-
ダイバー	多様な人材の	女性役職者比率	35.1%	35%
シティ	活躍推進	女性管理職比率	24.1%	-
		女性経営職比率	8.7%	10%
<u></u>		月平均時間外勤務時間数	2 時間55分	-
安全 		有給休暇取得日数	14.4日	14日

- (注) 1.2022年度実績は、2023年3月31日時点で集計したものであります。
  - 2.連結グループにおける主要な事業を営む当行単体の従業員を対象として集計しております。

### 3【事業等のリスク】

当行の事業活動は、内外の経済情勢、政治的又は社会的な要因等に影響を受け、その結果当行グループ(当行及び連結子会社。以下、本項目においては「当行」という。)の業務遂行、業績や財務内容等が影響を受ける可能性があり、そのなかでも有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当行はこれら事項の発生可能性を認識したうえで、発生の回避や予防策等を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める方針ですが、外部環境に影響を強く受ける事項のなかには、その発生の時期を予測することが難しいものもあり、当行の対応が奏功しない場合もあります。

新型コロナウイルス感染症についてはウィズコロナが進展し、コロナ禍からの脱却に向けた社会経済活動の回復が進みつつありますが、一方で、資源高を要因とした物価の上昇や海外金融情勢の悪化など、依然として景気の先行きには不透明感が残っております。こうした状況を背景に、影響を受けやすい中小企業もあることから、以下の事項のうち「信用リスク」を特に重要なリスクと引き続き認識しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものであります。

#### (1) 顕在化する可能性が高く、かつ近い将来に発生する可能性があると思われるリスク

信用リスク

### イ.不良債権

国内及び県内の景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があり、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では個々の貸出先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

ウィズコロナの進展に伴い、感染拡大抑制の取組みと社会経済活動の回復の両立が進みつつありますが、新型コロナウイルスによる影響は依然として残っており、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中小企業も直接的並びに間接的に影響を受けております。このような局面において、当行は地域金融機関として、資金繰り等お客さまの事業継続等を支える様々なサポートを行ってまいります。お取引先の支援を行うなかで、個々の貸出先の状況を適切に把握し、適時適切に対応することで、不良債権への影響を極小化するよう努めてまいります。

# 口.貸倒引当金

当行は、資産の自己査定基準に基づき、適切な償却・引当を行っておりますが、実際の貸倒れによる損失が予想した貸倒引当金の額を超え、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積増しを必要とする場合もあります。その結果、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングし、適切な償却・引当が行えるよう努めております。

### 八.権利行使の困難性

当行は、担保不動産価値の下落又は不動産市場の流動性の欠如、及び、有価証券価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、又は貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行が事実上できない可能性があります。これらの事象が発生した場合、不良債権処理が想定のとおり進捗しない可能性や与信関係費用のさらなる計上等追加的損失が発生する可能性があります。その結果、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保の価値についても定期的に検証しております。

#### 二.地域の経済動向に影響を受けるリスク

当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合には、取引先の業況悪化や当行資産の毀損等により、当行の収益基盤の維持・拡大が困難となり、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では地域創生など地域経済の維持・拡大等に日頃より努めております。

ウィズコロナの進展に伴い、感染拡大抑制の取り組みと社会経済活動の回復の両立が進みつつありますが、 新型コロナウイルスによる影響は依然として残っており、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中 小企業も直接的並びに間接的に影響を受けております。当行は地域金融機関として、資金繰り支援を行うとと もに、お客さまのビジネスモデルの見直し、デジタル化推進支援等幅広くコンサルティング考動を実践し、お 客さまの事業活動・事業継続等を積極的に支援してまいります。 市場リスク

#### イ.価格変動リスク

当行は、市場性のある株式・債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、 当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では厳格なリスク管理 体制の下、必要に応じて株式・債券等の売却や銘柄の入替等適切な管理を行っております。

#### 口.金利リスク

当行の資産と負債の金利又は更改期間が異なるなかで、予期せぬ金利変動等が発生した場合、利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切な管理を行っております。

#### 八. 為替リスク

当行の業務は為替レート変動の影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建取引の円換算額が目減りすることになります。さらに、資産及び負債の一部は外貨建で表示されており、外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切なヘッジ等を行っております。

- (2)顕在化する可能性は高いが、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク 現時点では該当するリスク等はありません。
- (3)顕在化する可能性は中程度であり、かつ近い将来に発生する可能性があると思われるリスク その他のリスク

#### イ.競争

当行が営業基盤とする千葉県は首都圏に位置する有望なマーケットであり、他の金融機関も積極的に営業活動を展開しています。また、規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。こうした競争的な環境に対し、2022年4月より新たに中期経営計画「幸せデザイン経プロジェクト 2025 ~ CKBコミュニティ確立に向けて 1stステージ ~」をスタートさせ、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、当行が競争に十分に対応することが出来ない場合、又は当行が策定した戦略や施策が実行できない、あるいはたとえ戦略や施策が実行できたとしても当初想定した成果の実現に至らない可能性もあり、その場合は当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、経営計画や各種戦略・施策の進捗状況等をモニタリングし、必要に応じて施策等の見直しを図るなど計画達成に向け取り組んでまいります。

# 口.自然災害等のリスク

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、当行の有形資産等が毀損することや感染症の流行等などで、事業活動に支障が生じる可能性があります。被害等の程度によっては当行の業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備等に努めております。

なお、当行の新型コロナウイルスの感染症対策方針は、「お客さまと行員の安全確保と感染症リスクの極小化を第一とした上での業務継続」と「当行の法人・個人のお客さまの事業継続支援と千葉県経済への影響の極小化」としており、感染拡大防止策やお客さま支援態勢、少人数での業務継続態勢等の構築を実施しております。

引き続き、適切な感染対策を実施してまいりますが、当行の役職員が感染、もしくは発症した場合には、事業活動に支障が生じる可能性があります。

# 八.情報漏洩リスク

当行は、多くの個人・法人のお客さまの情報を保有しております。コンピュータシステムへの内・外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、お客さま情報等の漏洩・紛失・不正利用等が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、これらの情報管理に関する規定を定め、各種の教育研修を実施するなど厳正な情報管理に努めております。

(4)顕在化する可能性は中程度であるが、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク

オペレーショナルリスク

### イ.事務リスク

当行の業務において、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、損失を被る可能性があります。 その結果、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、厳格な事務規定を 定め、事務の厳正化及び取扱商品の十分な説明等に努めております。

#### ロ.システムリスク

当行では、事務処理等あらゆる業務においてコンピュータやシステムを使用しております。これら環境のもと、システム機器の停止や誤作動、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃等の事態が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備を行うとともに、オンラインシステムに関しては、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復を行えるよう努めております。また大規模地震等の災害に備え、オンラインシステムのバックアップセンターも設置し、データの厳正な管理及び大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を実施しております。あわせて、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と認識し、経営主導のもと「サイバーセキュリティポリシー」を制定するとともに、行内の管理態勢を整備し、定期的にモニタリング・評価を行い態勢強化に努めているほか、人材育成や定期的な行内訓練・研修を実施し意識啓蒙に努めております。

#### 八.風評リスク

当行は、預金者等お客さまや市場関係者からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が 発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃よ り事実に基づかない風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切 に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。

#### 財務上のリスク

### イ. 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、国内基準にかかる連結自己資本比率及び単体自己資本比率について、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(金融庁告示第19号)に定められている国内基準4%以上の水準を確保することが求められています。当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。これらに対処すべく当行では、資本政策を適時かつ適切に行い、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めております。なお、当行の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- ( )経済環境の悪化、債務者の信用力の悪化等による不良債権処理費用の増加及びリスクアセットの増加
- ( )有価証券の時価の下落に伴う減損の発生
- ( ) 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ( ) その他、本項に記載された各種リスクが顕在化した場合

## その他のリスク

### イ.格付低下リスク

当行は、外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引下げた場合、当行の資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場取引における条件の悪化や費用の増加等が発生する可能性があります。これらに対処すべく当行は、経営計画等様々な戦略・施策を着実に実行し、業績計画の達成や健全な財務維持に努めるとともに、適切な情報開示を行い外部格付の維持に努めております。

(5)顕在化する可能性は低いが、近い将来に発生する可能性があると思われるリスク

その他のリスク

# イ.法律や規制の改正に伴うリスク

当行は、法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って業務を遂行しております。これらの法令諸規制は、将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

#### 口.業務範囲拡大に伴うリスク

当行は、規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、新たな業務等に伴って発生する様々なリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクの顕在化等により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

#### (6) 顕在化する可能性は低く、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク

オペレーショナルリスク

#### イ.法務リスク

当行は、様々な法令等に従って業務を遂行しております。しかしながら、法令解釈の相違、法令手続きの不備、当行及び役職員の法令違反行為等に起因して法令諸規則や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等により、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、コンプライアンスを重要な経営課題として、各種法令が遵守されるように規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

### 口.人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により訴訟等が発生した場合、経済的な損失や社会的な信用の失墜により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より人事運営上不公平・不公正・差別的行為等が発生しないよう、規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

### 八.有形資産リスク

災害、犯罪又は資産管理の瑕疵等の結果、当行の有形資産が毀損したり、当行の有形資産が顧客等に損傷を与えた場合、有形資産の再構築費用等の発生や、社会的信用の失墜等により当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、その定めに従い適切に評価・モニタリングを行い、コントロール・管理を行っております。

#### 流動性リスク

当行は、内外の経済情勢や市場環境の変化、当行の財務内容の悪化等の理由により、信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化する場合や通常の取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切な管理を行っております。

#### 財務上のリスク

### イ.繰延税金資産

当行の繰延税金資産は、現行の会計基準に従い、将来における税負担額の減少を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。また、法令の改正がなされ、法人税率の引下げ等が行われた場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、当行の業績や財政内容に悪影響を及ぼす他、自己資本比率低下につながる可能性もあります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

### 口.退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が株式相場並びに金利環境の急変等により前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。その結果として、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より市場動向をモニタリングする等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

#### その他のリスク

### イ.コンプライアンスリスク

当行は、様々な法令規則等に従って業務を遂行しております。しかしながら、法令等遵守状況が不十分であった場合や将来的な法令等の変更により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、コンプライアンスを重要な経営課題として全ての業務の基本に置き、規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

# 口.金融犯罪に係るリスク

高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、金融犯罪防止への各種対策を実施し、発生防止に努めております。

# 八.業務委託リスク

当行は一部の業務を外部へ委託しております。当行の業務委託先において、当行が委託した業務に関し、事務事故、システム障害、情報漏洩の事故が発生した場合、社会的信用の失墜等によって当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、外部委託に関する規定を定め、適切に外部委託先の管理を行い発生防止に努めております。

# 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ(当行及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー (以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの経済正常化が進み、緩やかに回復しておりますが、為替相場の円安進行、物価・賃金上昇の持続性、個人消費の回復ペース、アフターコロナを見据えた企業動向、金融政策の先行きなど、経済活動拡大に向けてはまだまだ先が見通せず、景気は不安定な状態が続いております。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、全国と同様に不透明な状況にあるなかで、個人消費や住宅建設、企業の設備投資、生産活動などに緩やかな持ち直しが見られますが、その動きは弱まっている状況にあります。

このような金融経済環境において、長期経営ビジョン「親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける」のもとに、親切な相談相手としてお客さまに幸せをもたらす多様な潜在ニーズを共有し、その実現に向けて伴走し続けることで、選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のあるグループとなることを追求してまいりました。

その実現に向け、2022年4月に中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ~ CKB コミュニティ確立 に向けて 1st ステージ ~」は、前中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト 2022 ~より近く。より深く。ともに未来へ。~」を礎として、長期経営戦略である「"CKBコミュニティ"の確立」に向けた3つの基盤(組織基盤・営業基盤・経営基盤)を構築するステージとして位置づけ、各種施策に積極的に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の当行グループの財政状態及び経営成績は、次のとおりとなりました。

財政状態につきましては、総資産は、2022年3月末比3,903億円減少して3兆1,801億円となりました。また、 純資産は、2022年3月末比47億円減少して1,707億円となりました。なお、主要勘定の残高は次のとおりです。 預金は、引き続き、個人預金、法人預金の増加等により、2022年3月末比184億円増加して2兆8,218億円となり ました。貸出金は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して 積極的に取り組んだ結果、2022年3月末比495億円増加して2兆3,542億円となりました。また、有価証券は、 ポートフォリオの改善を図るためその他の証券等の売却を行ったことから、2022年3月末比202億円減少して 4,996億円となりました。

経営成績につきましては、経常収益は、資金利益は減少したものの役務取引等収益が増加し、前連結会計年度比54百万円増加して513億3百万円となりました。経常費用は、有価証券ポートフォリオ改善等により国債等債券売却損及び国債等債券償還損が増加する一方、与信コストの削減及び預金保険料の引き下げや効率化等の進展に伴う経費の削減効果により、前連結会計年度比6億10百万円減少して416億32百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比6億65百万円増加して96億71百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比91百万円増加して64億77百万円となりました。

セグメントごとの経営成績につきましては、銀行業の経常収益は前連結会計年度比 1 億44百万円増加して430億25百万円、セグメント利益は前連結会計年度比 7 億99百万円増加して89億45百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比64百万円増加して78億35百万円、セグメント利益は前連結会計年度比77百万円増加して 1 億96百万円となりました。信用保証・クレジットカード業の経常収益は前連結会計年度比 2 億33百万円減少して18億16百万円、セグメント利益は前連結会計年度比 1 億26百万円減少して10億85百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前連結会計年度比 2 億27百万円増加して16億96百万円、セグメント利益は前連結会計年度比 2 億27百万円増加して16億96百万円、セグメント利益は前連結会計年度比 1 億23百万円増加して 1 億93百万円となりました。

# イ.国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で267億円、国際業務部門で5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で265億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で84億円、国際業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で84億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で 15億円、国際業務部門で 9億円となり、合計で 24億円となりました。

15.42	#0 01	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,802	673	550	27,926
貝並建用以又 	当連結会計年度	26,701	596	750	26,547
うち資金運用収益	前連結会計年度	28,175	692	574	28,294
りり貝立連用収益	当連結会計年度	26,959	767	765	26,961
こ ナ 恣 全 知 法 弗 田	前連結会計年度	373	18	24	367
うち資金調達費用	当連結会計年度	257	171	15	414
役務取引等収支	前連結会計年度	7,940	58	71	7,927
	当連結会計年度	8,426	59	52	8,432
うち役務取引等収	前連結会計年度	12,396	112	727	11,781
益	当連結会計年度	12,995	104	663	12,436
うち役務取引等費	前連結会計年度	4,456	54	656	3,854
用	当連結会計年度	4,569	45	611	4,003
その他業務収支	前連結会計年度	829	13	1	816
Cの世来が収文	当連結会計年度	1,575	903	-	2,479
うちその他業務収	前連結会計年度	391	138	-	529
益	当連結会計年度	975	112	-	1,088
うちその他業務費	前連結会計年度	1,220	125	-	1,345
用	当連結会計年度	2,551	1,015	-	3,567

<sup>(</sup>注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

<sup>2.</sup>相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

### 口.国内業務部門・国際業務部門別資金運用/調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で3兆4,215億円、国際業務部門で466億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で3兆4,125億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で269億円、国際業務部門で7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で269億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で0.78%、国際業務部門で1.64%、内部取引による相殺消去後の合計で0.79%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で3兆3,289億円、国際業務部門で467億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で3兆3,200億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で2億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で4億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.00%、国際業務部門で0.36%、内部取引による相殺消去後の合計で0.01%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

### ( )国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
(里 <del>與</del>		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,469,018	28,175	0.81
貝並理用刨足	当連結会計年度	3,421,514	26,959	0.78
うち貸出金	前連結会計年度	2,322,482	22,074	0.95
ノロ貝山並	当連結会計年度	2,318,445	21,829	0.94
うち商品有価証券	前連結会計年度	145	0	0.62
プラ阿印书側証券	当連結会計年度	140	0	0.50
うち有価証券	前連結会計年度	458,844	5,214	1.13
プラ育興証券	当連結会計年度	462,275	4,562	0.98
うちコールローン及び買入手	前連結会計年度	35,126	1	0.00
形	当連結会計年度	69,974	18	0.02
うち預け金	前連結会計年度	609,290	764	0.12
プログロボ	当連結会計年度	529,434	490	0.09
   資金調達勘定	前連結会計年度	3,410,619	373	0.01
貝並酮注例定	当連結会計年度	3,328,904	257	0.00
うち預金	前連結会計年度	2,850,766	269	0.00
プロ技芸	当連結会計年度	2,876,666	138	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	115,964	2	0.00
プロ球派は正真並	当連結会計年度	129,665	2	0.00
うちコールマネー及び売渡手	前連結会計年度	143,317	9	0.00
形	当連結会計年度	106,304	20	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	18,993	1	0.00
ノン原が貝旧収引叉八担体立	当連結会計年度	1,701	0	0.00
うち借用金	前連結会計年度	281,404	106	0.03
ノの旧州並	当連結会計年度	213,662	99	0.04

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。
  - 2.「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
  - 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

# ( )国際業務部門

種類	#0 01	平均残高	利息	利回り
性現	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次公宝田协宁	前連結会計年度	51,695	692	1.33
資金運用勘定 	当連結会計年度	46,693	767	1.64
うち貸出金	前連結会計年度	609	4	0.69
プラ貝山並	当連結会計年度	53	0	1.83
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
ノン19141日1141年77	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	46,982	656	1.39
ノシ 日岡庇ガ	当連結会計年度	38,406	545	1.41
うちコールローン及び買入手 形	前連結会計年度	441	0	0.18
	当連結会計年度	4,611	163	3.55
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
プロ頂け並	当連結会計年度	391	0	0.09
   資金調達勘定	前連結会計年度	52,690	18	0.03
· 英亚酮连酚定	当連結会計年度	46,769	171	0.36
うち預金	前連結会計年度	6,669	1	0.02
プロ技士	当連結会計年度	5,103	4	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
プロ歌版は其並	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手	前連結会計年度	308	0	0.29
形	当連結会計年度	1	0	1.78
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,477	7	0.30
プロ関が共旧扱コヌハ担体並	当連結会計年度	824	17	2.11
うち借用金	前連結会計年度	192	0	0.25
つら信用金	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。
  - 2.「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
  - 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

# ( ) 合計

, ,		平均残高(百万円)		利息(百万円)			利回り	
種類	期別	小計	相殺消去額()	合計	小計	相殺消去額()	合計	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,520,713	58,612	3,462,100	28,868	574	28,294	0.81
吴业是用则定	当連結会計年度	3,468,208	55,661	3,412,546	27,727	765	26,961	0.79
こナ代山ム	前連結会計年度	2,323,092	2,755	2,320,337	22,079	15	22,063	0.95
うち貸出金	当連結会計年度	2,318,498	2,237	2,316,261	21,830	11	21,819	0.94
うち商品有価証券	前連結会計年度	145	-	145	0	-	0	0.62
プラ 同品 日 興証分	当連結会計年度	140	1	140	0	1	0	0.50
うた有価証券	前連結会計年度	505,827	742	505,085	5,871	550	5,321	1.05
うち有価証券   	当連結会計年度	500,681	742	499,939	5,107	750	4,357	0.87
うちコールローン及	前連結会計年度	35,568	•	35,568	0	1	0	0.00
び買入手形	当連結会計年度	74,586	•	74,586	145	1	145	0.19
う <i>七</i> 邳け令	前連結会計年度	609,290	12,149	597,140	764	0	764	0.12
うち預け金	当連結会計年度	529,826	11,946	517,879	490	0	490	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	3,463,309	58,605	3,404,704	392	24	367	0.01
貝立酮连切化	当連結会計年度	3,375,674	55,633	3,320,041	429	15	414	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,857,435	12,884	2,844,550	271	0	270	0.00
プラ慎並	当連結会計年度	2,881,770	12,660	2,869,109	142	0	142	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	115,964	ı	115,964	2	ı	2	0.00
りの議長注頂並	当連結会計年度	129,665	-	129,665	2		2	0.00
うちコールマネー及	前連結会計年度	143,625	-	143,625	8		8	0.00
び売渡手形	当連結会計年度	106,305	-	106,305	20	-	20	0.01
うち債券貸借取引受	前連結会計年度	21,470	-	21,470	9	-	9	0.04
入担保金	当連結会計年度	2,525	-	2,525	17	-	17	0.69
うち借用金	前連結会計年度	281,597	2,755	278,842	107	15	91	0.03
ノの旧州並	当連結会計年度	213,662	2,237	211,424	99	11	87	0.04

<sup>(</sup>注) 1.相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

<sup>2.</sup> 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

# 八.国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で129億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で124億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で45億円、国際業務部門で0.4億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で40億円となりました。

15.42	#0 01	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>投務取引等収益</b>	前連結会計年度	12,396	112	727	11,781
仅份以10分以益   	当連結会計年度	12,995	104	663	12,436
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	3,253	-	3	3,249
うち預並・負山耒務 	当連結会計年度	3,736	-	3	3,733
こ た 為 麸 类 教	前連結会計年度	1,364	105	0	1,469
うち為替業務 	当連結会計年度	1,194	94	0	1,288
ことは 光明 本 光 双	前連結会計年度	223	-	-	223
うち証券関連業務	当連結会計年度	250	-	-	250
> 1- /\\ TM \\\ Zh	前連結会計年度	1,180	-	-	1,180
うち代理業務	当連結会計年度	2,464	-	-	2,464
うち保護預り・貸金庫業	前連結会計年度	171	-	0	171
務	当連結会計年度	153	-	0	153
うち保証業務	前連結会計年度	1,492	4	656	839
プラ体証未務	当連結会計年度	1,402	5	611	796
	前連結会計年度	4,456	54	656	3,854
汉份权分令复用   	当連結会計年度	4,569	45	611	4,003
うち為替業務	前連結会計年度	216	24	-	241
フロᆏ首耒栃	当連結会計年度	126	19	-	146

<sup>(</sup>注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

<sup>2.</sup> 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

# 二.国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	#8 01	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
1′生犬只	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
洒수스==	前連結会計年度	2,810,515	6,263	13,443	2,803,335
預金合計 	当連結会計年度	2,829,098	5,132	12,401	2,821,828
こ 大 法 動 歴	前連結会計年度	1,904,841	-	5,043	1,899,798
うち流動性預金 	当連結会計年度	1,987,369	-	4,001	1,983,367
> + chmu = - A	前連結会計年度	899,942	-	8,400	891,542
うち定期性預金	当連結会計年度	836,656	-	8,400	828,256
ラナスの供	前連結会計年度	5,731	6,263	-	11,994
うちその他	当連結会計年度	5,071	5,132	-	10,204
<b> </b>	前連結会計年度	129,700	-	-	129,700
譲渡性預金 	当連結会計年度	129,700	-	-	129,700
W A +1	前連結会計年度	2,940,215	6,263	13,443	2,933,035
総合計	当連結会計年度	2,958,798	5,132	12,401	2,951,528

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
  - 2 . 預金の区分は次のとおりであります。 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
  - 3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

# ホ.貸出金残高の状況

# ( )業種別貸出状況(末残・構成比)

	前連結会計	年度	当連結会計年度		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,304,777	100.00	2,354,293	100.00	
製造業	141,905	6.16	140,278	5.96	
農業,林業	5,475	0.24	4,684	0.20	
漁業	1,159	0.05	1,113	0.05	
鉱業,採石業,砂利採取業	2,639	0.11	4,467	0.19	
建設業	118,709	5.15	122,206	5.19	
電気・ガス・熱供給・水道業	11,788	0.51	14,872	0.63	
情報通信業	6,364	0.28	6,762	0.29	
運輸業,郵便業	64,967	2.82	64,981	2.76	
卸売業 , 小売業	176,850	7.67	183,417	7.79	
金融業,保険業	82,289	3.57	117,089	4.97	
不動産業,物品賃貸業	561,694	24.37	599,070	25.45	
各種サービス業	217,536	9.44	211,470	8.98	
地方公共団体	40,395	1.75	40,156	1.70	
その他	872,999	37.88	843,722	35.84	
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-	
政府等	-	-	-	-	
金融機関	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
合計	2,304,777		2,354,293		

- (注)1.「国内」とは当行及び連結子会社であります。
  - 2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。
    - ( ) 外国政府等向け債権残高(国別) 該当事項はありません。

# へ.国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況 有価証券残高(末残)

種類	#8 81	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
<b>性</b> 類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	40,502	-	-	40,502
	当連結会計年度	40,997	-	-	40,997
地方債	前連結会計年度	133,583	-	-	133,583
	当連結会計年度	133,168	-	-	133,168
社債	前連結会計年度	137,110	-	-	137,110
	当連結会計年度	134,888	-	-	134,888
株式	前連結会計年度	40,301	-	742	39,559
	当連結会計年度	38,136	-	742	37,394
その他の証券	前連結会計年度	124,655	44,511	-	169,167
	当連結会計年度	123,033	30,153	-	153,186
合計	前連結会計年度	476,153	44,511	742	519,922
	当連結会計年度	470,224	30,153	742	499,635

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
  - 2.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
  - 3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

# (自己資本比率の状況)

### (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の 状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連 結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

# 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2023年 3 月31日
1.連結自己資本比率(2/3)	8.86
2 . 連結における自己資本の額	1,595
3. リスク・アセットの額	17,994
4 . 連結総所要自己資本額	719

# 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2023年 3 月31日
1.自己資本比率(2/3)	8.67
2.単体における自己資本の額	1,542
3. リスク・アセットの額	17,778
4.単体総所要自己資本額	711

### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

# 3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	2022年 3 月31日	2023年 3 月31日	
頃惟の区方	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45	51	
危険債権	309	342	
要管理債権	33	38	
正常債権	23,093	23,541	

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益92億円、貸出金の増加495億円、預金の増加184億円、借用金の減少4,018億円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは 4,302億円(前連結会計年度比7,641億円減少)となりました。(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入1,030億円、有価証券の取得による支出903億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは108億円(前連結会計年度比84億円増加)となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出43億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは 44億円(前連結会計年度比54億円増加)となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は2,615億円(前連結会計年度比4,238億円減少) となりました。

# 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

# (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### 財政状態の分析

### イ.貸出金

貸出金残高は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して積極的に取り組んだ結果、2022年3月末比495億円増加して2兆3,542億円となりました。

#### 口.有価証券

有価証券残高は、ポートフォリオの改善を図るためその他の証券等の売却を行った結果、2022年3月末比202億円減少して4,996億円となりました。

#### 八 預全

預金残高は、個人預金、法人預金の増加等により、2022年3月末比184億円増加して2兆8,218億円となりました。

# 二.純資産の部

純資産の部合計は、2022年3月末比47億円減少して1,707億円となりました。

#### ホ.連結自己資本比率(国内基準)

自己資本の額は、2022年3月末比12億円増加して1,595億円となりました。リスク・アセットの額は、2022年3月末比447億円減少して1兆7,994億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率(国内基準)は、2022年3月末比0.28ポイント上昇して8.86%となりました。

	2022年3月31日	2023年3月31日	増減(%)
	(%)(A)	(%)(B)	(B) - (A)
連結自己資本比率(国内基準)	8.58	8.86	0.28

## 経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金運用収支	27,926	26,547	1,379
資金運用収益	28,294	26,961	1,333
資金調達費用 ( )	367	414	47
役務取引等収支	7,927	8,432	505
役務取引等収益	11,781	12,436	655
役務取引等費用 ( )	3,854	4,003	149
その他業務収支	816	2,479	1,663
その他業務収益	529	1,088	559
その他業務費用 ( )	1,345	3,567	2,222
連結業務粗利益(= + + )	35,037	32,501	2,536
営業経費 ( )	25,353	24,413	940
その他経常収支	678	1,583	2,261
うち株式等関係損益	1,391	1,160	231
うち貸倒償却引当費用 ( )	1,970	598	1,372
その他経常収益	10,643	10,817	174
その他経常費用 ( )	11,321	9,234	2,087
経常利益(= - + )	9,005	9,671	666
特別損益	842	406	436
特別利益	-	12	12
特別損失 ( )	842	419	423
税金等調整前当期純利益(= + )	8,162	9,264	1,102
法人税等合計 ( )	1,645	2,545	900
当期純利益(= - )	6,517	6,719	202
非支配株主に帰属する当期純利益 ( )	132	242	110
親会社株主に帰属する当期純利益 (= - )	6,385	6,477	92

# イ.主な収支

資金運用収支は、貸出金利息や有価証券利息配当金などが減少したことから、前連結会計年度比13億円減少して265億円となりました。

役務取引等収支は、コンサルティング活動による生命保険販売や法人関係手数料が好調に推移し、前連結会計年度比5億円増加して84億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券償還損などの計上により、前連結会計年度比16億円減少して 24億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比25億円減少して325億円となりました。

# 口.経常利益

営業経費は、従業員減少に伴う人件費の削減、預金保険料の引き下げ及び効率化等の進展による物件費の削減効果により、前連結会計年度比9億円減少して244億円となりました。

株式等関係損益は、前連結会計年度比2億円減少して11億円となりました。

貸倒償却引当費用は、前連結会計年度においてフォワードルッキングな引当の導入があったことから、前連結会計年度比13億円減少して5億円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比6億円増加して96億円となりました。

#### 八.親会社株主に帰属する当期純利益

店舗統廃合に伴う特別損失が前連結会計年度比減少しましたが、一方で法人税等合計が前連結会計年度比増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比0.9億円増加して64億円となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

#### イ. 不良債権処理

前連結会計年度においてフォワードルッキングな引当を導入し、大口先への予防的な引当等の対応を行いました。また、当連結会計年度は貸倒実績率の低下等により一般貸倒引当金繰入額が戻入となったこと等により、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比13億円減少して5億円となりました。

77 SCINICAL ST TSCANOR AND TENED TO THE TOTAL STATE OF THE TOTAL STATE				
	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)	
不良債権処理額	1,075	1,096	21	
貸出金償却	601	128	473	
個別貸倒引当金繰入額	473	968	495	
一般貸倒引当金繰入額	894	497	1,391	
貸倒引当金戻入益	-	•	-	
貸倒償却引当費用(= + - )	1,970	598	1,372	

前記「3 事業等のリスク」に記載のとおり、ウィズコロナの進展に伴い、感染拡大抑制の取組みと社会経済活動の回復の両立が進みつつありますが、新型コロナウイルスによる影響は依然として残っており、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中小企業も直接的並びに間接的に影響を受けております。このような局面において、当行は地域金融機関として、資金繰り等お客さまの事業継続等を支える様々なサポートを行ってまいります。お取引先の支援を行うなかで、個々の貸出先の状況を適切に把握し、適時適切に対応することで、不良債権への影響を極小化するよう努めてまいります。

### 口.株式等関係損益

株式等関係損益は、前連結会計年度比2億円減少して11億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
株式等関係損益	1,391	1,160	231
売却益	1,560	1,378	182
売却損	117	124	7
償却	52	93	41

## セグメントごとの経営成績の分析

当行グループの大宗を占める銀行業につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金などが減少したことから資金利益は減少したものの、コンサルティング活動による生命保険販売や法人関係手数料が好調に推移したことから役務取引等利益は増加しました。また、有価証券ポートフォリオ改善等により国債等債券売却損及び国債等債券償還損が増加する一方、与信コストの削減及び預金保険料の引き下げや効率化等の進展に伴う経費の削減効果等から、銀行業の経常利益は、前連結会計年度末比7億円増加の89億円となりました。

リース業の経常利益は、前連結会計年度比0.7億円増加して1億円となりました。

信用保証・クレジットカード業の経常利益は、前連結会計年度比1億円減少して10億円となりました。

#### 資本の財源及び資金の流動性

当行グループは、銀行業を中心とした事業を行っておりますので、預金を資本の財源とし、主に貸出金や有価証券で運用しております。

今後、貸出金等業容の拡大に対応するための更なる自己資本充実と長期的な財務基盤の強化を図ることが当行 企業価値向上に資すると考え、内部留保の蓄積とともに、普通株式の権利希薄化に最大限配慮をする方式での資 本政策を展開してまいります。

設備投資等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

有価証券報告書

また、当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

なお、当連結会計年度における当行グループの資金状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営成績等に影響を与える会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

### (貸倒引当金の計上)

「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおり、当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能 見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利 子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF 法))により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

このように、貸倒引当金の計上額には、債務者区分の判定、担保の評価額及び保証による回収可能見込額等が大きく関わっております。前記「3 事業等のリスク」の「(1) 信用リスク」に記載のとおり、これらの要素には、担保不動産価値の下落、不動産市場の流動性の欠如、及び有価証券価格の下落等が影響します。また、当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、国内景気動向の他、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合、また、新型コロナウイルスの影響による取引先の業況悪化も影響します。

これらの変動により、貸倒引当金の積増し、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

なお、連結財務諸表に与える影響につきましては、「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

中期経営計画(2022年4月~2025年3月)にて掲げた目標とする経営指標に対する初年度となる2023年3月期の達成・進捗状況は以下のとおりとなりました。

## 目標とする経営指標(2023年3月期)

目標とする指標	算出方法	2025年 3 月 目標数値	2023年 3 月 実績
当期純利益	単年度純利益額	67億円	64億円
コアOHR	経費/業務粗利益(除く国債等債券関係損益)	69%	70.02%
ROE	当期純利益 / (純資産の部合計平残 - 新株予約権 平残)	4%	4.12%
自己資本比率	自己資本 / リスクアセット	8%台半ば	8.67%
優先株式発行比率	発行済優先株式残高 / 自己資本	30%	34.39%

2022年度から開始いたしました中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ~ CKBコミュニティ確立 に向けて 1stステージ ~ 」では、当行が有する千葉県という肥沃なマーケットと前中期経営計画「コンサル ティング考動プロジェクト2022 ~より近く。より深く。ともに未来へ。~」で得られた経験・実績をもとに、計画の重点事項を確実に実施することによって、目標とする経営指標の達成及び長期経営ビジョンである『親切なパートナーとして皆さまの幸せをともにデザインし続ける』姿の実現を目指しております。

目標とする経営指標は順調な伸びを見せており、収益性、効率性、健全性、全ての面において計画に沿った進捗が図られているものと認識しております。

引き続き、経営課題である収益計画の達成や自己資本比率の維持・向上を通じて当行の企業価値向上に努めてまいります。

# 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客さまの利便性向上を図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、事務機械を中心に1,090百万円の設備投資を行いました。リース業で0百万円、信用保証・クレジットカード業では15百万円、その他の事業では123百万円の設備投資を行いました。 なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

	会社名	店舗名	所在地	セグメント	設備の	土	地	建物		その他の有 形固定資産	合計	従業員数
	X111	その他	7/11126	の名称	内容	面積(㎡)		帳簿	価額(百万	円)		(人)
		本店他 71か店 出張所 6 か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	店舗	56,379 (15,771)	11,390	5,626	123	1,149	18,290	1,119
当行		東京支 店他 1 か店	東京都中央区他	銀行業	店舗	100 (100)	-	102	1	29	132	42
11		事務セ ンター	千葉県 千葉市 美浜区	銀行業	事務・ 配送セ ンター	- ( - )	-	260	1	50	310	100
		社宅他 4か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設	2,088 (1,908)	7	30	ı	0	38	1
	千葉総合 リース株式 会社		千葉県 千葉市 中央区	リース業	事務機 械等	- ( - )	-	5	7	0	12	18
連結子会	ちば興銀 カードサー ビス株式会 社		千葉県 千葉市 中央区	信用保証・ クレジット カード業	事務機 械等	- ( - )	-	3	20	1	25	15
社	ちば興銀コ ンピュータ ソフト株式 会社		千葉県 千葉市 美浜区	その他	事務機 械等	- ( - )	-	17	1	143	161	56

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
  - 2.土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,382百万円であります。
  - 3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械100百万円、その他1,129百万円であります。
  - 4. 当行の店舗外現金自動設備117か所は上記に含めて記載しております。
  - 5.上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。 千葉県千葉市 建物 65百万円

## 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

## (1)新設、改修

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの 名称 設備の内容				資金調達	着手年月	完了予定年 月
	ての他			白		総額	既支払額	万法		H
	支店	千葉県 流山市	移転	銀行業	店舗等	219	0	自己資金	2022年12月	2023年 9 月
当行	支店	千葉県 船橋市	移転	銀行業	店舗等	394	-	自己資金	2023年 2 月	2024年 1 月
	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	504	-	自己資金	-	-

<sup>(</sup>注)事務機械の主なものは2024年3月までに設置予定であります。

## (2) 売却

該当事項はありません。

# 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第 1 回第五種優先株式	700,000
第 2 回第五種優先株式	700,000
第3回第五種優先株式	700,000
第4回第五種優先株式	700,000
第 5 回第五種優先株式	700,000
第 6 回第五種優先株式	700,000
第7回第五種優先株式	700,000
第8回第五種優先株式	700,000
第9回第五種優先株式	700,000
第10回第五種優先株式	700,000
第1回第六種優先株式	700,000
第2回第六種優先株式	700,000
第3回第六種優先株式	700,000
第 4 回第六種優先株式	700,000
第 5 回第六種優先株式	700,000
第6回第六種優先株式	700,000
第 7 回第六種優先株式	700,000
第8回第六種優先株式	700,000
第9回第六種優先株式	700,000
第10回第六種優先株式	700,000
第 1 回第七種優先株式	700,000
第2回第七種優先株式	700,000
第3回第七種優先株式	700,000
第4回第七種優先株式	700,000
第 5 回第七種優先株式	700,000
計	296,000,000

- (注)1.計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
  - 2.第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第 六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能 種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行 数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	62,222,045	62,222,045	東京証券取引所 プライム市場	(注)1
第二種優先株式	3,000,000	3,000,000	-	(注)2、6
第2回第六種優先株式	301,000	301,000	-	(注)3、6
第1回第七種優先株式	653,000	653,000	-	(注)4、6
第2回第七種優先株式	4,733	4,733	-	(注)5、6
計	66,180,778	66,180,778		

- (注) 1.完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
- (注)2.第二種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - 1. 優先配当金
    - (1)優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優 先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、2000年8月15日から2001年3月31日までの229日 間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その 不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4)優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、2000年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2.残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

- 3.優先株式の消却
  - (1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
  - (2) 当行は、2007年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。
- 4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5.株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6.普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

#### (注)3.第2回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1.第2回第六種優先期末配当金

## (1) 第2回第六種優先期末配当金の額

当行は、当行定款第11条に定めに従い、本優先株式の期末配当金(以下「第2回第六種優先期末配当金」という。)を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主(以下「第2回第六種優先株主」という。)、本優先株式の信託受託者(以下「第2回第六種優先信託受託者」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「第2回第六種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に年率1.5%を乗じて算出した、300円(ただし、2022年3月31日を基準日とする第2回第六種優先期末配当金については、本優先株式1株につき26.31円。また、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金を支払う。

#### (2) 非累積条項

ある事業年度において第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録 株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不 足額は翌事業年度以降に累積しない。

### (3) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、第2回第六種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 2. 残余財産

### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回 第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先 株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株 式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に 定める経過第2回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

## (3) 経過第2回第六種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日含む。)までの日数に第2回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

### 3.議決権

第2回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第六種優先株主は、( )各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、( )第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### 4. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間につき当該事業年度における第2回第六種優先配当金の額を月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2回第六種優先株主等に対して第2回第六種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### 5. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2032年3月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第2回第六種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

## (2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (3) 下限取得価額

下限取得価額は、142円とする(ただし、下記(4)による調整を受ける。)。

## (4) 下限取得価額の調整

イ.本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.( )に定義する。以下同じ。)を下回る 払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を 含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権 付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条 項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得 又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

#### ()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本 ( )、下記( )及び( )並びに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

( )当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われている場合

調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

( )取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整を行わない。

()株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.

- ( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ 5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円 位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限 取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. ( )ないし( )に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数は除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及び口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式数について上記イ.( )(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近のイ.( )(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )又は( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払 込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記 イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は 修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行 普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普 通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付され る普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

#### 6.譲渡制限

- (1) 本優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2)本優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、 当該公開買付けに応募し、本優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上 記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により本優先株式を取得するときには、上記(1)に 定める承認を要しない。
- 7.株式の分割又は併合及び株式無償割当て
  - (1) 分割又は併合

当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### 8. 優先順位

第二種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式及び各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、 優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

#### 9. 法令变更等

法令の変更等に伴い本優先株式に要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

#### 10. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

#### 11. その他

- (1) 上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生日を条件とする。
- (2) 上記の他、本優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は、取締役頭取に一任する。

### (注)4.第1回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1.第1回第七種優先期末配当金

#### (1) 第1回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金(以下「第1回第七種優先期末配当金」という。)を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主(以下「第1回第七種優先株主」という。)、本優先株式の信託受託者(以下「第1回第七種優先信託受託者」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの払込金額相当額に年率1.8%を乗じて算出した900円(ただし、2019年3月31日を基準日とする第1回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年34.53円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金を支払う。

#### (2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録 株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不 足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### (3) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

## 2.残余財産

## (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

## (3) 経過第1回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第1回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

#### 3.議決権

第1回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第七種優先株主は、( )各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、( )第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### 4. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

#### 5. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2029年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

## (2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

## (3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

#### (4) 下限取得価額の調整

イ.本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.( )に定義する。以下同じ。)を下回る 払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を 含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権 付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項 付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又 は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

### ()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本 ( )、下記( )及び( )並びに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

( )当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記 ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日 (以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調 整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行 使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の 翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われている場合

調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

( )取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して 交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.

- ( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ 5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円 位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取 得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. ( )ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及び上記ロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.( )(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.( )(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )又は( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払 込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記 イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は 修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行 普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普 通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付され る普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

- 6.株式の分割又は併合及び株式無償割当て
  - (1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

7.優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期 末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

8.法令变更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、 当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

- (注)5.第2回第七種優先株式の内容は以下のとおりであります。
  - 1.第2回第七種優先期末配当金
    - (1) 第2回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金(以下「第2回第七種優先期末配当金」という。)を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主(以下「第2回第七種優先株主」という。)、本優先株式の信託受託者(以下「第2回第七種優先信託受託者」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「第2回第七種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率1.8%を乗じて算出した9,000円(ただし、2021年3月31日を基準日とする第2回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年7,101円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録 株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不 足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、第2回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 2.残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 経過第2回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第2回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

#### 3.議決権

第2回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第七種優先株主は、( )各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、( )第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### 4.種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、 第2回第七種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## 5. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第2回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

## 6.普通株式を対価とする取得条項

## (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2030年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第2回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

### (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

#### (4) 下限取得価額の調整

イ.本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下、下下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

交付普通株式数 × 1 株当たり交付普通株式数 × 払込金額既発行普通株式数 + 1 株当たり時価下限取得価額 × 医発行普通株式数 + 交付普通株式数

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

#### ()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

( )下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本 ( )、下記( )及び( )並びに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

( )当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本( )による調整が行われている場合

調整係数は、上記( )又は本( )による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限 取得価額で除した割合とする。

( )取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- 口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下 限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- 八.下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
  - ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
  - ( )下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. ( )または( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.( )(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.( )(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )又は( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
  - ( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払 込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記 イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は 修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行 普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普 通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付され る普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

有価証券報告書

- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整 前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。た だし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価 額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額か らこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨て る。)を使用する。
- 7.株式の分割又は併合及び株式無償割当て
  - (1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期 未配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令变更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

11. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 6.単元株式数は100株であります。また、第二種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。第2回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

## イ. 当事業年度以前に決議されたもの

決議年月日	2014年 6 月27日	2015年 6 月25日	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員 11名	当行取締役4名及び執行役員 11名	
新株予約権の数	53個(注)1	55個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及	当行普通株式	当行普通株式	
び数	5,300株(注)2	5,500株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当九	<b>とり1円</b>	
新株予約権の行使期間	2014年 7 月15日	2015年8月5日	
利休で対権の11実期间	~ 2044年 7 月14日	~ 2045年 8 月 4 日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 735円	発行価格 701円	
の株式の発行価格及び資本組入額	資本組入額 368円	資本組入額 351円	
新株予約権の行使の条件	(注	) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を		
対が パが飛び成成に関する事項	要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関	(\tau) 1		
する事項	(注) 4		

決議年月日	2016年 6 月28日	2017年 6 月28日	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 4 名及び執行役員 11名	当行取締役4名及び執行役員 11名	
新株予約権の数	204個(注)1	217個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及 び数	当行普通株式 20,400株(注)2	当行普通株式 21,700株(注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円		
新株予約権の行使期間	2016年 7 月22日 ~ 2046年 7 月21日	2017年 7 月22日 ~ 2047年 7 月21日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378円 資本組入額 189円	発行価格 541円 資本組入額 271円	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を 要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注	) 4	

決議年月日	2018年 6 月27日	2019年 6 月26日	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 4 名及び執行役員 12名	当行取締役 5 名及び執行役員 10名	
新株予約権の数	303個(注)1	710個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及	当行普通株式	当行普通株式	
び数	30,300株(注)2	71,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当 /	とり 1 円	
新株予約権の行使期間	2018年 7 月21日 ~ 2048年 7 月20日	2019年 7 月25日 ~ 2049年 7 月24日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 426円	発行価格 259円	
の株式の発行価格及び資本組入額	資本組入額 213円	資本組入額 130円	
新株予約権の行使の条件	(注	3) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を 要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注) 4		

決議年月日	2020年 6 月25日	2021年 6 月25日	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 6 名及び執行役員 12名	当行取締役 6 名及び執行役員 12名	
新株予約権の数	1,059個(注)1	1,074個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及	当行普通株式	当行普通株式	
び数	105,900株(注)2	107,400株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当九	<b>とり1円</b>	
新株予約権の行使期間	2020年 7 月23日 ~ 2050年 7 月22日	2021年 7 月21日 ~ 2051年 7 月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 197円	発行価格 209円	
の株式の発行価格及び資本組入額	資本組入額 99円	資本組入額 105円	
新株予約権の行使の条件	(注	) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を 要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注)4		

決議年月日	2022年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 5 名及び執行役員 14名
新株予約権の数	1,381個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及 び数	当行普通株式 138,100株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2022年 7 月22日 ~ 2052年 7 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 203円 資本組入額 102円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1.新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
  - 2.新株予約権の割当日後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3.新株予約権の行使の条件
  - (1)新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
  - (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合)には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4.に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による 新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
  - (4)上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記 に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成 対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い 日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、八、二またはホのいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ロ 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- 二 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること についての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3.に準じて決定する。

#### 口.2023年6月28日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	2023年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 5 名及び執行役員15名
新株予約権の数	560個 [募集事項]2.に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及 び数	当行普通株式 56,000株 [募集事項]3.に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使したことにより交付を受けることができる株式 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額と する。
新株予約権の行使期間	[募集事項]5.に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	2023年 7 月24日に決定する予定であります。
新株予約権の行使の条件	[ 募集事項 ] 11 . に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7.に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	[募集事項]9.に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

## [募集事項]

1.募集新株予約権の名称

株式会社千葉興業銀行 第11回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役 222個 執行役員 338個 合計 560個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少 したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3.募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。)後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5 . 募集新株予約権を行使することができる期間

2023年7月25日から2053年7月24日

有価証券報告書

- 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7. 募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当行取締役会の承認を要する。

8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての 定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまた は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款 の変更承認の議案

前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。

9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記 に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- 11. その他の募集新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
  - (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは 株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行 の取締役会で承認された場合)には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権 を行使できるものとする。ただし、本募集事項第9項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付 される場合にはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
  - (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
- 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき 算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1 株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S): 2023年7月24日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X):1円
- (4) 予想残存期間 (T):15年
- (5) ボラティリティ( ):15年間(2008年7月25日から2023年7月24日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q):1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均値)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

上記により算出される金額は本新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

割当てを受ける者が当行に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺される。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2023年7月24日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年7月24日

- 15. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に 行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17.に定める払込取扱場所の当行の指定する口 座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

株式会社千葉興業銀行 総務部(なお、行使請求受付けに係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。)

17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社千葉興業銀行 本店営業部(なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。)

- 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当行募集新株予約権の目的である株式の 株主となる。
  - (2) 当行は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当行の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者 名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な 手続を行う。
- 19. 本募集事項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本募集事項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社 法の規定及び本募集事項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本募 集事項を変更できるものとし、かかる変更は本募集事項と一体をなすものとする。

20.発行要項の公示

当行は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は取締役頭取に一任する。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年3月18日(注)1	653	73,125	16,325	78,445	16,325	23,296
2019年3月18日(注)2	-	73,125	16,325	62,120	16,325	6,971
2019年3月20日(注)3	4,650	68,475	ı	62,120	1	6,971
2020年1月9日(注)4	500	67,975	ı	62,120	1	6,971
2020年6月17日(注)5	4	67,979	1,183	63,303	1,183	8,154
2020年6月17日(注)6	-	67,979	1,183	62,120	1,183	6,971
2021年2月5日(注)7	500	67,479	1	62,120	1	6,971
2022年2月28日(注)8	301	67,780	3,010	65,130	3,010	9,981
2022年2月28日(注)9	-	67,780	3,010	62,120	3,010	6,971
2022年3月1日(注)10	600	67,180	-	62,120	-	6,971
2022年3月10日(注)11	500	66,680	-	62,120	-	6,971
2023年3月20日(注)12	500	66,180	-	62,120	-	6,971

- (注) 1. 有償第三者割当 第1回第七種優先株式 653千株
  - 発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
  - 2.会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額16,325百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額16,325百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
  - 3.第四種優先株式の全株4,650千株を取得及び消却したものであります。
  - 4. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。
  - 5.新株予約権の権利行使による第2回第七種優先株式発行 4千株 発行価格 500,000円 資本組入額 250,000円
  - 6.会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額1,183百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額1,183百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
  - 7. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。
  - 8.有償第三者割当 第2回第六種優先株式 301千株 発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円
  - 9.会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額3,010百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額3,010百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
  - 10.第1回第六種優先株式の全株600千株を取得及び消却したものであります。
  - 11. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。
  - 12. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

## (5)【所有者別状況】 普通株式

2023年3月31日現在

	2020								
		株式の状況(1単元の株式数100株)							
区分	政府及び地		金融商品取	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地   金融機関   方公共団体	引業者	個人以外		個人	個人での他	āl	(1/1)	
株主数(人)	-	29	33	648	94	12	8,387	9,203	
所有株式数 (単元)	-	205,899	23,783	113,895	107,220	268	169,981	621,046	117,445
所有株式数の 割合(%)	-	33.15	3.82	18.33	17.26	0.04	27.37	100.00	

- (注) 1. 自己株式2,894,313株は「個人その他」に28,943単元、「単元未満株式の状況」に13株含まれております。
  - 2.「金融機関」の欄には、従業員向け株式給付信託 (J-ESOP) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)が保有する当行株式が21,000単元含まれております。
  - 3.「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

### 第二種優先株式

2023年 3 月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株
区分	政府及び地 方公共団体 金融機関	金融商品取	その他の法	外国法	外国法人等		計	式の状況	
		引業者	٨ [	個人以外	個人	個人その他	āl	(1/4)	
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数 (単元)	-	30,000	-	-	1	1	-	30,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

# 第2回第六種優先株式

2023年 3 月31日現在

2020+3									
		株式の状況(1単元の株式数100株)							
区分	政府及び地		金融商品取引業者	その他の法人	外国法	外国法人等		計	単元未満株 式の状況 (性)
	政府及び地   金融機関   方公共団体	個人以外			個人	┪個人その他	ál	(株)	
株主数(人)	-	2	-	11	-	-	-	13	
所有株式数 (単元)	-	300	-	2,710	-	-	-	3,010	-
所有株式数の 割合(%)	-	9.96	-	90.03	-	-	1	100.00	

## 第1回第七種優先株式

2023年 3 月31日現在

	2020—								
	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株
	政府及び地 合品機関		金融商品取	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	式の状況
	方公共団体	引業者	個人以外		個人	個人での他		(1/1)	
株主数(人)	-	4	-	160	-	-	12	176	
所有株式数 (単元)	-	360	-	5,960	-	-	210	6,530	-
所有株式数の 割合(%)	-	5.51	-	91.27	-	-	3.21	100.00	

## 第2回第七種優先株式

2023年 3 月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)							
		金融商品取	その他の法 人	外国法	外国法人等		計	単元未満株 式の状況 (株)	
		引業者		個人以外	個人	┪個人その他	<u> </u>	(1/1/)	
株主数(人)	-	-	-	14	-	-	1	15	
所有株式数 (単元)	-	-	-	24	-	-	1	25	2,233
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	96.00	-	-	4.00	100.00	

(注)自己株式1株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	10,483,910	16.56
ARIAKE MASTER FUND(常任代理 人 立花証券株式会社)	C/O HARNEYS FIDUCIARY (CAYMAN) LIMITED, 4THFLOOR HARBOUR PLACE, 103 SOUTH CHURCH STREET, POBOX10240, GRAND CAYMAN KY1-1002, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋 茅場町1 - 13 - 14)	5,094,500	8.04
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	   東京都港区浜松町 2 - 11 - 3 	4,011,100	6.33
株式会社日本カストディ銀行(信 託E口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	2,100,000	3.31
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	1,389,817	2.19
坂本飼料株式会社	千葉県香取市木内1182 - 5	1,260,000	1.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	1,178,200	1.86
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	1,155,200	1.82
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-3-3	926,800	1.46
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	914,545	1.44
計		28,514,072	45.05

- (注) 1.「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」における自己株式には、従業員向け株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式2,100,000株は含まれておりません。
  - 2.2023年3月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アリアケ・マスター・ファンド(Ariake Master Fund)及びその共同保有者であるありあけキャピタル株式会社が2023年3月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アリアケ・マスター・ファンド (Ariake Master Fund)	ハーニーズ・フィディシャリー (ケイマン)リミテッド 4階、 ハーパープレイス、サウスチャー チストリート103、私書箱10240、 グランドケイマンKY1-1002、ケイ マン諸島	6,602,000 (注)	10.45
ありあけキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町8番1号	-	-
計		6,602,000	10.45

- (注)上記「保有株券等の数」のうち、制度信用取引にて立花証券株式会社より889,000株買い建て。
- 3.報告義務発生日が2023年4月1日以降である大量保有報告書(変更報告書)は記載しておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2023年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数	総株主の議決権に 対する所有議決権
		(個)	数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	74,839	12.63
ARIAKE MASTER FUND(常任代理 人 立花証券株式会社)	C/O HARNEYS FIDUCIARY (CAYMAN) LIMITED, 4THFLOOR HARBOUR PLACE, 103 SOUTH CHURCH STREET, POBOX10240, GRAND CAYMAN KY1-1002, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋 茅場町1 - 13 - 14)	50,945	8.60
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	40,111	6.77
株式会社日本カストディ銀行(信 託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	21,000	3.54
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	13,898	2.34
坂本飼料株式会社	千葉県香取市木内1182 - 5	12,497	2.11
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	11,582	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1-8-12	11,552	1.95
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-3-3	9,268	1.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	9,145	1.54
計		254,837	43.03

## (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
	第二種優先 株式 3,000,000		
無議決権株式	第 2 回第六 種優先株式 301,000		前記「1 株式等の状 況」の「(1)株式の総
	第1回第七 種優先株式 653,000		数等」に記載しており ます。
	第 2 回第七 種優先株式 2,500		
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	1	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,894,300		前記「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,210,300	592,103	同上
単元未満株式	普通株式 117,445 第 2 回第七 種優先株式 2,233		同上
発行済株式総数	66,180,778		
総株主の議決権		592,103	

(注)上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株、従業員向け株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式が2,100,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個、株式会社 日本カストディ銀行(信託E口)の保有する完全議決権株式に係る議決権が21,000個含まれております。

## 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社千葉興業 銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	2,894,300	-	2,894,300	4.37
計		2,894,300	-	2,894,300	4.37

<sup>(</sup>注)従業員向け株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式2,100,000株は、上記自己株式に含めておりません。

### (8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、2023年2月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度を導入しております。

### 本制度の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

従業員に給付する予定の株式の総数

2,100,000株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式及び第二種優先株式の取得 会社法第155条第7号に該当する普通株式及び第2回第七種優先株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

## 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年 2 月27日)での決議状況 (取得期間 2023年 2 月28日)	2,100,000	1,180,200,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,100,000	1,180,200,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

<sup>(</sup>注)会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)による取得であります。

## 会社法第155条第3号に該当する第二種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年 2 月27日)での決議状況 (取得期間 2023年 3 月20日)	500,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	500,000	2,000,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	•
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

## 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,340	498,489
当期間における取得自己株式	101	53,780

(注)当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 会社法第155条第7号に該当する第2回第七種優先株式の取得

区分	株式数(株) 価額の総額(円)	
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	1	500,000

(注)当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

## 普通株式

	当事業年度		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (株式報酬型ストックオプションの行使)	85,700	26,971,399	•	-
その他 (株式給付信託(J-ESOP)導入に伴う信託への処 分)	2,100,000	879,296,058	-	-
保有自己株式数	2,894,313		2,894,414	

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の 買取りによる株式は含まれておりません。
  - 2.保有自己株式数には、従業員向け株式給付制度 (J-ESOP) の信託財産として株式会社日本カストディ信託銀行(信託E口)が保有する当行株式2,100,000株は含まれておりません。

## 第二種優先株式

オー1主度が1/1/1/1	当事業年度		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	2,000,000,000	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	-		-	

#### 第2回第七種優先株式

区分	当事	業年度	当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	1		2	

<sup>(</sup>注)当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の 決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
	普通株式	296	普通株式	5
	第二種優先株式	312	第二種優先株式	104
2023年6月28日 定時株主総会決議	第2回第六種優先株式	90	第2回第六種優先株式	300
ACRUMN AMBAMA	   第1回第七種優先株式	587	第1回第七種優先株式	900
	第2回第七種優先株式	42	第2回第七種優先株式	9,000

<sup>(</sup>注)普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託(J-ESOP)が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

# 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行におけるコーポレートガバナンスとは、株主をはじめ顧客、役職員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、当行が透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味しております。

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、 実効的なコーポレートガバナンスの実現が必要不可欠であるとの認識に基づき、コーポレートガバナンスの強化 及び充実を最重要経営課題の一つに位置付けております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査役会設置会社の形態を採用しており、機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を 置いております。

経営の最高意思決定機関及び監督機関である取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営方針等の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会は、青柳俊一(取締役会長)、梅田仁司(取締役頭取)、松丸隆一(取締役副頭取)、神田泰光(常務取締役)、白井克己(常務取締役)、戸谷久子(社外取締役)、山田英司(社外取締役)、杉浦哲郎(社外取締役)の8名の取締役により構成され、うち3名の社外取締役を選任しており、取締役会長が議長となっております。また、取締役会の下部組織として、経営会議を設置し、取締役会の権限の一部を委譲することにより、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。経営会議は、会長及び頭取、副頭取執行役員(うち1人は副頭取・COO)、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員により構成され、頭取が議長となっております。

さらに、取締役会の諮問機関として指名・報酬等諮問委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。指名・報酬等諮問委員会は、取締役及び監査役等の役員の指名・選解任に関する事項、取締役等の役員の報酬に関する事項等を審議し、取締役会の実効性向上、延いては当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。指名・報酬等諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、かつ委員長は独立社外取締役の互選により選定しております。コンプライアンス委員会は、経営の重要課題であるコンプライアンスについて、組織横断的な議論を行い、その結果を取締役会等へ答申することで、経営の意思決定に資するとともに、当行のコンプライアンスの実効性向上を図っております。コンプライアンス委員会は、代表取締役1名を委員長とし、関連部署の担当役員及び部長により構成されております。

監査役会は、加藤重人(常勤監査役)、横山均(常勤監査役)、菊川隆志(社外監査役)、豊島達哉(社外監査役)の4名の監査役により構成され、うち2名の社外監査役を選任しており、監査役の中から議長を定めております。

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であります。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として、社外取締役を選任しております。

# 企業統治に関するその他の事項

### イ.内部統制システムの整備状況

# (イ)業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコ ンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアン スプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。

- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行グループ行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及 び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報窓口を設置しております。 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針 (ディスクロージャーポリシー)を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務 の執行を監督しております。
- ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ( )当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - ・当行は、連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と 同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要 と認めた事項について協議・報告を求めることができます。
- ( )当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するため の支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的 に管理しております。
- ( )当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
  - ・当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を 構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。
- ( )当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
  - ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保 に関する事項

・監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

有価証券報告書

・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項 としております。

当行の監査役への報告に関する体制

- ( ) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
- ・取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告 のほか、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構 築しております。
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
- ・なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- ( )当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をする ための体制
- ・当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を 監査役に定期的又は随時報告しております。
- ・連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室 を経由して、当行の監査役に報告しております。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための 体制

・当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。 その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ・代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。 業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証する ため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っており ます。

#### (ロ)リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持、向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取組んでおります。

# (八)コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては、経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスやマネーローンダリング・テロ資金供与対策について組織横断的な議論を行うほか、各部室店にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンスプログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

#### (二)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行グループ行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、すみやかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。

反社会的勢力との関係遮断に取組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化 に取組んでまいります。

### 口.責任限定契約の内容の概要

当行は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当行は社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

#### 八.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされておりますが、被保険者ごとの損害賠償請求てん補限度額及び総てん補限度額が定められております。

加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

#### 二.取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

### ホ.取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

# へ.自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

#### ト.中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託 受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)をすることが できる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするも のであります。

# チ.株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。また、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。これらは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### リ.種類株式の議決権

第二種、第四種、第五種、第六種及び第七種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

なお、提出日現在、発行済の優先株式は、第二種優先株式、第2回第六種優先株式、第1回第七種優先株式 及び第2回第七種優先株式であります。

#### 取締役会及び各種委員会の活動状況

#### イ.取締役会の活動状況

### (イ)開催頻度及び出席状況

当事業年度において当行は、取締役会を毎月1~2回、臨時を含めて17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	青柳 俊一	17	17
取締役頭取	梅田 仁司	17	17
取締役副頭取	松丸 隆一	17	17
専務取締役	立野 嘉明	3	3
常務取締役	神田 泰光	17	17
常務取締役	白井 克己	17	17
取締役	戸谷 久子	17	17
取締役	山田 英司	17	15
取締役	杉浦 哲郎	17	17

<sup>(</sup>注)開催回数が異なるのは、就任期間の違いによるものです。

#### (ロ)取締役会における具体的な検討内容

当事業年度の取締役会において、重点的に審議を行った主な議案は以下のとおりであります。

#### ( )コーポレートガバナンスの高度化

コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、関連規程の改定や取締役会の実効性評価及び向上に向けた対応、高度化に向けた課題への対応等について審議を行いました。今後も一層の向上を図るべく、引き続き確認してまいります。

# ( )店舗改革戦略の実行

店舗等拠点網の適正化の取組みについて審議を行いました。経営戦略の進捗確認とともに取組みの有効性についても引き続き確認してまいります。

#### ( )サステナビリティへの取組み

気候変動リスクと機会(TCFD対応)、人権、環境等、ESGの主要課題について最新動向や当行の取組内容について確認し、地方銀行としての役割を踏まえ実施しているサステナブルファイナンスの進捗状況等について審議を行いました。今後も地方銀行のミッションのひとつとして引き続き確認してまいります。

上記のほか、毎月、経営会議審議事項等の報告を受けております。

#### 口.指名・報酬等諮問委員会の活動状況

指名・報酬等諮問委員会は、経営上の重要事項の決定プロセスにおいて、積極的に独立社外取締役の外部知 見を取り込み、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を確保することを目的として設置し、取締役会 の諮問機関として、取締役会の諮問に基づき、審議のうえ答申しております。

本委員会は、委員長を独立社外取締役、委員には独立社外取締役及び取締役頭取、取締役副頭取にて構成しており、その過半数は独立社外取締役としております。

#### (イ)開催頻度及び出席状況

当事業年度において当行は、指名・報酬等諮問委員会を6回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	開催回数	出席回数
取締役頭取	梅田 仁司	6	6
取締役副頭取	松丸 隆一	6	6
取締役	戸谷 久子	6	6
取締役	山田 英司	6	5
取締役	杉浦 哲郎	6	6

#### (ロ)指名・報酬等諮問委員会における具体的な検討内容

当事業年度の主な審議事項は、取締役・執行役員・監査役の指名・選任・再任事項、取締役及び執行役員の報酬事項、コーポレートガバナンス・コード対応事項等について、意見交換を実施のうえ審議し、取締役会への答申内容を決定いたしました。

### ハ.コンプライアンス委員会の活動状況

# (イ)開催頻度及び出席状況

当事業年度において当行は、コンプライアンス委員会を二ヶ月に1回、臨時を含めて7回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

地位	開催回数	出席回数
取締役副頭取	7	7
リスク統括部担当役員	7	7
経営企画部長	7	7
人事部長	7	7
総務部長	7	6
お客さまサービス部長	7	7
総合事務部長	7	6
リスク統括部長	7	7
監査部長	7	6

#### (ロ)コンプライアンス委員会における具体的な検討内容

当事業年度の主な審議事項は以下のとおりであります。

- ( )コンプライアンスプログラムの内容、実施状況及び重要な法令等違反の事例その対応等に関する審議
- ( )新たな法令の施行、業務に大きな影響を及ぼす法令の改正、新規業務の検討、情報管理等における重要な事案等に関する審議

コンプライアンスは経営の重要課題として認識しており、組織横断的な議論を行うことで経営の意思決定に資するともに、引き続き当行のコンプライアンスの実効性向上を図ってまいります。

# (2)【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	青柳 俊一	1955年 7 月12日生	1980年 4 月 1996年 8 月 2003年 7 月 2004年 5 月 2004年 6 月 2007年 6 月 2009年 6 月 2019年 4 月	当行入行 国際部調査役兼ニューヨーク駐在 員事務所長 参事経営企画部担当部長 参事経営企画部長 執行役員経営企画部長 常務執行役員 常務取締役常務執行役員 取締役頭取 取締役会長(現職)	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 4,900 優先株式 4
取締役頭取 (代表取締役)	梅田(仁司	1962年12月24日生	1986年 4 月 2006年 4 月 2012年 7 月 2014年 4 月 2014年 6 月 2016年 5 月 2017年 4 月 2018年 6 月 2019年 4 月	当行入行 薬円台支店長 参事経営企画部担当部長 参事経営企画部長 執行役員経営企画部長 執行役員本店営業部長 常務執行役員本店営業部長 常務執行役員 常務取締役常務執行役員 取締役頭取(現職)	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 4,500 優先株式 10
取締役副頭取 (代表取締役)	松丸隆一	1959年8月1日生	1983年4月 2002年4月 2008年2月 2010年8月 2014年6月 2017年5月 2017年6月	株式会社富士銀行入行 みずほ証券株式会社資本市場第4 部部長 株式会社みずほ銀行船橋支店長 みずほインベスターズ証券株式会 社執行役員 確定拠出年金サービス株式会社代 表取締役社長 当行常務執行役員 取締役副頭取(現職)	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 6,300 優先株式 -
常務取締役 常務執行役員	神田 泰光	1962年11月 2 日生	1986年4月 2010年4月 2016年4月 2016年6月 2017年5月 2019年4月 2020年6月	株式会社富士銀行入行 株式会社みずほコーポレート銀行 金融・公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部長 同経営企画部長 当行執行役員経営企画部長 常務執行役員経営企画部長 常務執行役員 常務取締役常務執行役員(現職)	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 4,700 優先株式 6
常務取締役 常務執行役員	白井 克己	1963年11月 5 日生	1987年4月 2004年11月 2007年4月 2010年4月 2012年4月 2013年7月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2016年5月 2019年4月 2020年4月 2020年4月	参事五井支店長	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 3,600 優先株式 -

役職名	氏名	生年月日		略歷	任期	所有株式数 (株)
			1975年4月 2000年4月	千葉県入庁 同県健康福祉部児童家庭課主幹・		
			2002年4月	少子化対策室長 同県総合企画部女性サポートセン ター所長		
			2004年4月	ラー 所 伝 同県総合企画部男女共同参画課長 兼総務部副参事		普通株式
〒7.4☆ 4.7		4050/5 0 12 1 12 15	2007年4月	同県商工労働部次長兼総務部参事	2023年 6 月	2,500
取締役	戸谷 久子	1952年8月1日生	2008年4月	同県健康福祉部次長	から1年	優先株式
			2009年4月	同県健康福祉部長		-
			2011年4月	同県環境生活部長		
			2013年 3 月	同県退職		
			2013年4月	千葉県国民健康保険団体連合会常 務理事		
			2015年 6 月	当行取締役(現職)		
			1978年4月	日本電信電話公社入社		
			2001年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジ		
			2002年4月	ネス企画本部長 同社ビジネス開発事業本部決済ビ ジネス事業部長		
			2004年5月	フィス争業が反 同社決済ソリューション事業本部 副事業本部長		
			2005年6月	同社執行役員		普通株式
			2011年6月	同社取締役常務執行役員	2023年 6 月	2,100
取締役	山田 英司	1955年7月18日生	2012年6月	同社代表取締役副社長執行役員	2023年 0 月 から 1 年	
			2015年 6 月	同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役	2314	
				社長		
			2017年 6 月	当行取締役(現職)		
			2021年6月	日本電子計算株式会社顧問(現 職)		
				概) 株式会社極洋社外取締役(現職)		
			2022年 6 月	平和不動産株式会社社外取締役 (現職)		
			1977年4月	株式会社富士銀行入行		
			2002年4月	株式会社みずほ銀行関連事業部付出向 株式会社富士総合研究所理		
			2003年4月	事チーフエコノミスト 株式会社みずほフィナンシャルグ		
			2000+47	株式会社の9はフィアフシャルクループグループ戦略第一部付出 向 みずほ総合研究所株式会社		
				チーフエコノミスト		
			2004年4月	同社経営企画部付出向 みずほ総 合研究所株式会社チーフエコノミ		**`~\+ <del>-\*</del>
取締役	杉浦 哲郎	1954年7月30日生	2005年4月	スト 同社執行役員経営企画部付 みず ほ総合研究所株式会社常務執行役	2023年 6 月 から 1 年	普通株式 1,500 優先株式
			2007年4月	員チーフエコノミスト みずほ総合研究所株式会社専務執		-
			l .	行役員		
			2011年7月	同社副理事長		
			2014年4月	専務理事		
			2019年6月	同法人理事・調査委員長当行取締役(現職)		
			2019年11月	一般社団法人日本経済調査協議会 調査委員長(現職)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			1982年 4 月 2002年11月 2005年 4 月	株式会社富士銀行入行 株式会社みずほコーポレート銀行 金融・公共法人企画部付参事役 当行出向 株式会社みずほ銀行ローン・職域 業務部次長		
			2006年3月	業務部以長 同行ローン業務部室長		普通株式
常勤監査役	   加藤 重人	1959年 6 月24日生	2009年2月	当行出向リスク統括部参事役	2021年6月	16,700
			2009年4月	同参事リスク統括部長	から4年	優先株式 
			2009年6月	当行執行役員リスク統括部長		-
			2010年5月	常務執行役員リスク統括部長		
			2013年4月	常務執行役員		
			2019年4月	執行役員		
			2019年6月	常勤監査役(現職)		
			1984年 4 月	当行入行		
			2004年1月	四街道支店長		
			2005年5月	梅郷支店長		
			2007年1月 2008年4月	営業統括部部長代理 営業統括部副部長		
			2008年4月	吕耒統拉部副部長 市場金融部長		
			2010年7月	参事市場金融部長		普通株式
学熟的木切	# 45	1064年40日 4 □ 牛	2010年7月	参事柏支店長	2021年 6 月	21,300
常勤監査役	横山均	1961年10月 4 日生 	2013年4月	参事リスク統括部長	から4年	優先株式
			2014年6月	執行役員リスク統括部長		-
			2017年4月	執行役員総務部長		
			2018年4月	常務執行役員		
			2019年4月	常務執行役員エリア長		
			2020年4月	執行役員		
			2020年 6 月	常勤監査役(現職)		
			1983年4月	安田生命保険相互会社入社		
			2001年4月	同社金沢支社長		
			2004年1月	明治安田生命保険相互会社新宿支 社長		
			2006年4月	行政 同社札幌支社長		
			2009年4月	同社コンプライアンス統括部長		 普通株式
			2012年4月	同社業務部長	2021年6月	600
監査役	菊川 隆志 	1960年4月21日生	2014年4月	同社執行役大阪本部長	から4年	
			2016年4月	同社常務執行役		-
			2020年4月	同社専務執行役		
			2021年4月	同社常任顧問		
			2021年6月	当行監査役(現職)		
			2021年7月	明治安田生命保険相互会社取締役 (現職)		
			1982年4月			
			2005年4月	株式会社損害保険ジャパン静岡自		
				動車営業部長		
			2008年4月	同社大阪自動車営業第一部長		
			2011年4月	同社執行役員東京中央支店長		普通株式
卧本师	曲自 法共	1050年6月22日生	2014年4月	SOMPOクレジット株式会社代表取締役社長	2023年 6 月	200
監査役	豊島 達哉 	1959年 6 月22日生 	2014年6月	五洋建設株式会社非常勤監査役	から4年	優先株式
			2017年6月	ユニバース開発株式会社監査役		-
			2018年 6 月	丸紅セーフネット株式会社監査役		
			2020年 6 月	財形信用保証株式会社非常勤監査		
			2022年6月	役(現職) 当行監査役(現職)		
					普通株式	
at light sign of the state of					68,900	
			ΠI			優先株式
						20

- (注) 1. 取締役戸谷久子、取締役山田英司及び取締役杉浦哲郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2.監査役菊川隆志及び監査役豊島達哉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 所有株式数の優先株式は、全て第2回第七種優先株式であります。
  - 4.当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査 役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
米倉 偉之	1952年 6 月 4 日生	1984年4月 弁護士登録 1984年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所 (現 東京丸の内法律事務所) 入所(現職)	

5. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。 2023年6月28日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は次のとおりであります。

常務執行役員 田中啓之、國府田治、宮本昭、森省一

執行役員 宮本昌彦、金杉毅、青木剛、吉越善次、尾關邦斗、岡田真紀、井上宏人、小岩井学、中村 遵史、柴田実、西村信宏

#### 社外役員の状況

当行の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また同氏は千葉県庁の出身であり、2016年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心こども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会とも一般的な預金取引があります。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2015年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は日本電子計算株式会社の顧問、株式会社極洋及び平和不動産株式会社の社外取締役に就かれております。当行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役杉浦哲郎氏は、2007年3月まで株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「同グループ」という。)の執行役員でありました。2007年4月からは、みずほ総合研究所株式会社(現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)専務執行役員、2011年7月同社副理事長。2014年4月からは独立系のシンクタンクである一般社団法人日本経済調査協議会専務理事に就かれ、2019年11月に同協議会の理事を退任されております。同グループは、当行株式の議決権を14.2%所有する主要株主であります。また、当行からの要請により同グループ傘下の株式会社みずほ銀行からの出向者が本部に在籍しておりますが、当行の経営方針や経営戦略並びに各種施策は、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。また、当行は日本経済調査協議会の正会員として情報提供サービスを受けております。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役菊川隆志氏は、2021年3月まで明治安田生命保険相互会社専務執行役でありました。現在は同社の取締役に就かれております。当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役豊島達哉氏は、2014年3月まで株式会社損害保険ジャパン(現・損害保険ジャパン株式会社)の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。現在は、財形信用保証株式会社非常勤監査役に就かれております。当行は、損害保険ジャパン株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役は、株主に対する受託者責任及び法令の定める義務を負うことを認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、銀行の経営方針に従い、適切に業務を執行することを通じて、当行及び株主共同の利益の達成を図ることに加えて、取締役会における銀行の重要な事項の決定に際して、必要に応じて銀行外部の知見を提供し、独立的な見地から、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する役割・責務を担っております。社外取締役戸谷久子氏は、千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役山田英司氏は、日本電子計算株式会社元代表取締役社長であり、同社でのシステム開発等の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役杉浦哲郎氏は、1977年に株式会社富士銀行(現・株式会社みずほ銀行)入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社(現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。上記3名は、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として選任しております。

社外監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、銀行の社会的責任の重要性を認識し、その職責を自覚の上、適正な監査を行うことによって、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を構築する役割・責務を負っております。社外監査役両氏は、社外での経歴により客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は下記のとおり定めております。なお、社外取締役3名及び社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

### < 社外役員に係る独立性判断基準 >

#### 1.独立性判断基準

- (1) 当行において、独立性を有する社外役員(社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。)であるというためには、当行の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。)であってはならず、かつ、その就任の前10年間において(但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当行の非業務執行取締役(業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。)又は監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間において)当行の業務執行者であった者であってはならない。
- (2) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行の現在の子会社の業務執行者であってはならず、かつ、その就任の前10年間において(但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当該子会社の非業務執行取締役又は監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間において)当該子会社の業務執行者であってはならない。
- (3) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

当行の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人

最近5年間において、当行の現在の主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人であった者

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用 人

(4) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

当行又はその子会社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けた者。以下同じ。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

有価証券報告書

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当行又はその子会社を主要な取引先としていた者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けていた者。以下同じ。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行の主要な取引先である者(当行に対して、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当行の主要な取引先であった者(当行に対して、当行の対象事業年度の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行又はその子会社から一定額(過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付又は助成を受けている組織(例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の業務執行者

- (5) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行又はその子会社から取締役(常勤・ 非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執 行役又は執行役員であってはならない。
- (6) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

現在当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員、パートナー又は従業員である者

最近3年間において、当行又はその子会社の会計監査人であった公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員、パートナー又は従業員であって、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当(但し、補助的関与は除く。)していた者(現在退職又は退所している者を含む。)

上記 又は に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

上記 又は に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の 専門的アドバイザリー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその子会社から受けた ファーム。以下同じ。)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

(7) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは 同居の親族

最近5年間において当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、又は執行役員の配偶者又は二 親等内の親族若しくは同居の親族

最近5年間において、当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は執行 役員であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内 の親族若しくは同居の親族

当行又はその子会社を主要な取引先とする者(個人)の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、 又は、当行又はその子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又 は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた者(個人)の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の主要な取引先(個人)の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当行の主要な取引 先である会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の二親等内の親族若しくは同居の親族 有価証券報告書 最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であった者(個人)の配偶者又は二親等内 の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であっ た会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族 当行又はその子会社から一定額(過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%の いずれか大きい額)を超える寄付又は助成を受けている組織(例えば、公益財団法人、公益社団法人、非 営利法人等)の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員又はパートナーである者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の従業員であって、当行又はその子会社の監査業務を現在実際に担当(但し、補助的関与は除く。)している者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、最近3年間において、当行又はその子会社の会計 監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員若 しくはパートナー又は従業員であって、当該期間において、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当 (但し、補助的関与は除く。)していた者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、上記第6項の 又は に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者、又は、上記第6項の 又は に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファームの社員又はパートナーに該当する者

- (8) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、その他、当行の一般株主全体との間で上記第1項から第7項までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
- (9) 当行において、独立性を有する社外役員の地位にある者が、独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が12年間を超えないことを要する。ただし、社外役員としての貢献度合いや引き続き就任させる必要性の観点等から、指名・報酬等諮問委員会の答申も経た上で再任が適当と認められる場合には、通算の在任期間が12年間を超える者であっても独立性を有する社外役員として再任されることができる。

# 2.独立性を有する社外役員選任手続

独立性を有する社外役員の候補者の選任については、取締役会の決議事項とし、また、選任過程の透明性及び公正性を確保し、独立性を有する社外役員がその期待される役割を十全に果たすことを可能とするため、独立社外取締役又は独立社外監査役1名の同意を要する。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は会計監査人及び監査役会との意見交換会等に出席する等、会計監査人及び監査役会との連携を図るほか、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監督・監査の実施に努めております。

#### (3)【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、4名の監査役(うち2名は社外監査役)は、監査役監査基準に則って、取締役が行う 意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況等の監査 を行っております。

当事業年度において当行は、監査役会を毎月1回、臨時を含めて14回開催しており、個々の監査役の出席状況 については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤	加藤 重人	14	14
予到 	横山 均	14	14
	坂本 淳一	4	4
非常勤	菊川 隆志	14	14
	豊島 達哉	10	10

(注)開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

#### イ. 監査役会における具体的な検討内容

監査役会は、年度毎に監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

その中で、主要な検討事項としたのは以下の3点です。

- ( ) 当事業年度の監査項目は、 取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況、 内部統制システムの構築・運用状況の2つの基本監査項目を設定し、監査を実施しました。そのために、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、本店及び主要な営業店の業務及び財産の状況を、営業店往査もしくは本部監査の実施により調査をしたほか、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ( ) 内部統制システムに関しては、取締役等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ( )会計監査人からは、定期的に監査状況のレビューを受けるとともに、必要に応じて説明を求めましたが、特に監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施 状況について報告を受け、活発に意見交換を実施しました。

こうした主要な検討事項の中でも、当事業年度の重点監査項目として検討した内容は以下のとおりであります。

東証区分プライム基準達成に向けた、ガバナンス体制の強化に係る取組状況

東証プライム「上場維持基準の適合に向けた計画」に基づく進捗状況及び改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応の観点より、行内の取組状況を監視強化しました。

サイバーリスクに対する取組状況

定期的な取締役会への報告に止めず、サイバーセキュリティに係る管理状況、対策状況及び今後の対応 策については、代表取締役との意見交換会でもテーマとして議論しました。

不祥事件の再発防止策取組状況

過去の不祥事件を風化させない再発防止策についての組織的取組状況については、各リスク所管部との 議論を重ね、コンプライアンス委員会では各種提言を行いました。

3線防衛体制構築後の運用状況

1線における自律的統制としてのCSAへの取組状況、2線のリスクモニタリング態勢の構築状況、3線における内部監査体制の高度化への取組状況の観点より、監視強化しました。

内部監査体制の高度化に取り組む内部監査部門との連携強化

監査部策定の内部監査計画における高度化への取組状況をフォローしつつ、その高度化を支援する観点から、監査部門としての連携強化に資する議論を行ってまいりました。

会計監査人と連携強化及び開示情報の監査強化

KAMに対する対応については、上記主要な検討事項( )に記載のとおりであり、重要な開示事項として、取締役会メンバーでの情報共有に努めました。

#### 「新中期経営計画」のフォロー

新中期経営計画については、計画対比の進捗状況を確認しつつ、現場への施策の浸透状況について、 人材育成への取組状況、 事務及び営業活動の効率化状況、 デジタル化及びDXに係る計画対比の進捗状況等の観点から、営業店往査や本部監査を通じて確認し、関連施策を所管する部長に対して、現場実態を踏まえた提言を実施するとともに、代表取締役や常務役員とは、定期的に有意義な意見交換会を実施しました。

#### 口. 常勤監査役の活動状況

基本監査項目としては、取締役会その他重要な会議への出席や、稟議書等の重要な書類の閲覧により、取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況及び内部統制システムの構築・運用状況について、監査を実施しました。また上記の監査役会の活動として記載した当事業年度の重点監査項目に関しては、定期的に営業店往査及び本部監査を実施した上で情報収集し、その結果を監査役会で非常勤監査役とも議論し共有するとともに、全取締役に往査記録として回付したほか、定期的に開催する代表取締役との意見交換会のテーマにも採り上げ、必要な提言を実施しました。

社外監査役とは、年2回の代表取締役との意見交換会出席、営業店往査への帯同訪問、関連会社への往査等、情報共有の為の機会を増やし、社外監査役の知見も参考にしながら、監査上の重要な課題についての意見形成に努めました。

また、会計監査人とは、双方向で必要な情報を提供するなどの連携を図り、実効性あるコミュニケーションを強化し、監査役と会計監査人間の監査品質と監査効率の向上を目指し、適正性及び信頼性の確保に努めました。

### 八. 非常勤監査役の活動状況

社外監査役は、取締役会への出席を主体として、客観的な立場から取締役の業務の執行を監査しつつ、必要に応じて意見表明しました。また、会社の外部で得られる情報の提供を行い、その知見を活用しながら、監査役会にて常勤監査役と意見を交換しました。

更に、年2回の代表取締役との意見交換会への出席、年1回の常勤監査役との営業店往査、関連会社への往 査等を実施し、現場との接触機会をつくり、監査上の重要な課題についての意見形成に貢献しました。

# 内部監査の状況

### イ.内部監査の組織、人員及び手続

当行の内部監査部門である監査部は、経営目標の達成に役立つことを目的に、銀行及び連結子会社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性を検証・評価し、課題改善に向けた提言を行う組織として、2023年3月31日現在20名が在籍しております。

監査部は、年度毎の監査計画を策定する上で、監査対象領域全体を俯瞰し、経営目的を阻害するリスクが、 どこで、どの程度の大きさで存在するかをリスクアセスメントにより捉え、リスクベースの監査を検討してお ります。

また、業務単位、リスクカテゴリー別に監査テーマを設定し、リスクカテゴリー別に編成された専門チーム により、実効性のある監査を実施しております。

なお、監査部は、業務執行部門から独立して取締役会に直属しており、内部監査規定や年度毎に策定する監査計画については、取締役会が承認をしております。

#### 口、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部監査の実効性を確保するための取組

監査部は、個々の監査が終了次第、代表取締役である会長に監査結果を報告するとともに、併せて取締役会にも報告しております。監査結果に伴う改善事項についても、所管部と改善計画を策定することや改善状況をフォローアップし、改善結果を会長及び取締役会に報告しております。

また、監査部は、監査結果や改善状況について、常勤監査役へ直接報告する仕組みを持っているほか、監査 役が本部や営業店を往査した結果について情報提供を受けております。そのほかにも、監査部、監査役及び会 計監査人は、三者合同で意見交換を実施しており、相互間の連携を図っております。

監査部は、独立した立場で行内の各種会議体に参加するなど、日々行内の状況把握に努めるとともに、必要に応じて内部統制部門から報告を受けるなど、実効性の高い監査の実現に取り組んでおります。

そのほか、監査部は、取締役会参加メンバーと意見交換する場を持ち、監査部が実施しているリスクアセスメント結果の説明や日頃の情報収集により捕捉している将来的なリスク予兆など、経営陣とのリスク認識を共有していることや、少なくとも5年に一度は外部評価を受けており、リスクベース監査の実効性を高めることに努めております。

会計監査の状況

#### イ.監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### 口. 継続監査期間

23年間

#### 八.業務を執行した公認会計士

近藤 敏弘

中桐 徹

### 二.監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は19名(公認会計士5名、その他14名)であります。

#### ホ.監査法人の選定方針と理由

当行監査役会は、会計監査人の選定(再任)の決定にあたっては、「監査法人の選定(再任)に係るガイドライン」に定める事項を総合的に勘案し、さらにチェックリストを利用してその適否を判断することとしております。会計監査人の解任又は不再任の決定の方針としては、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することとしており、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告することとしております。

上記に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査活動の適切性・妥当性について評価・検討した結果、特段問題ないことから、当行監査役会はEY新日本有限責任監査法人を再任しております。

### へ.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当行の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、当行監査 役会が定めた「監査法人の再任に係るガイドライン」及びチェックリストに基づき実施しており、特段の問題 はないと評価しております。

### 監査報酬の内容等

### イ. 監査公認会計士等に対する報酬

	前連結会計年度		当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	
提出会社	61	6	60	-	
連結子会社	6	-	6	-	
計	67	6	66	-	

前連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計に関する助言業務の委託であります。

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

# 口.監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYグループ)に対する報酬(イ.を除く)

	前連結会	会計年度	当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	-	4	-	7
連結子会社	-	-	-	-
計	-	4	-	7

前連結会計年度において、当行が監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYグループ)に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、バーゼル規制に関する助言業務の委託であります。

当連結会計年度において、当行が監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYグループ)に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、バーゼル規制に関する助言業務の委託及び外国口座税務コンプライアンス法対応支援業務の委託であります。

- ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。
- 二.監査報酬の決定方針 該当事項はありません。

### ホ.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

### イ.報酬の決定方針

当行は、当行の取締役に対する報酬(以下「役員報酬」という。)に係る決定に関し「役員報酬に関する基本方針」を定めております。

加えて、この基本方針の下、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、ガバナンス委員会(2022年4月1日付「指名・報酬等諮問委員会」に改組)において当該方針について審議を行い、かかる審議を踏まえて、2021年2月25日開催の取締役会にて、当該方針を決議いたしました。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬等諮問委員会が、上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

#### ( )基本方針

・役員報酬は、当行の企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

#### ( )報酬体系

当行の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定報酬及び業績連動報酬)と株式報酬型ストックオプションで構成されております。

基本報酬における固定報酬は月例とし、役位職責、在位年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定いたします。基本報酬における業績連動報酬は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」を指標とし、毎年6月に年1回支給いたします。

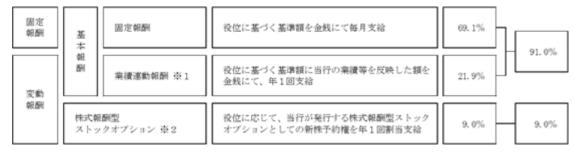
基本報酬の業績連動報酬に係る指標は、代表取締役である取締役は「当期利益計画の達成状況」とし、代表取締役以外の取締役は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」としております。当該指標を選択した理由は、取締役の当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、達成状況や業務執行に応じ、基準額の0%~130%の範囲で変動いたしますが、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標(当期利益計画)は63億円で、実績は64億円(達成率は102%)となりました。各役員の業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。

非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションは、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。

株式報酬型ストックオプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となり、毎年7月に年1回割当いたします。株式報酬型ストックオプションの内容及び交付状況は、「第4 提出会社の状況」中、1「(2)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

当行の社外取締役及び監査役の報酬については、中立性及び独立性を高めるため、固定報酬のみとしております。

[報酬構成](例)代表取締役(会長・頭取・副頭取)で業績達成率:100%のケース



- 1 基本報酬の業績連動報酬に係る業績評価の指標は、「当期利益計画の達成状況」としており、 基準額の0%~130%の範囲で変動いたします。代表取締役以外の取締役(除く社外取締役)は、 上記の業績評価に加え、各々の役員の当該年度における業務執行状況も指標としており、二つの 指標の達成状況等を総合的に評価し、業績連動報酬は基準額の0%~130%の範囲で変動いたしま す。
- 2 株式報酬型ストックオプションは、基準額で割合を算出しております。

#### ( )報酬決定

当行の役員の報酬等は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において取締役の金銭報酬限度額は年額200百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)となります。監査役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。また、上記の金銭報酬限度額とは別枠で、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、取締役に対する非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションの報酬額として、年額30百万円以内、また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。加えて、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(2020年法務省令第52号)の施行に伴い、株式報酬型ストックオプション等に関する株主総会決議事項が明確化されたことを踏まえ、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容につき改めて決議しております。ただし、今般の法改正に対応したものであり、報酬額上限や新株予約権の総数の条件など具体的な内容について実質的な変更を加えるものではありません。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名となります。

#### ( )報酬決定プロセス等

当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、 取締役の個人別の報酬は取締役会の諮問機関である「指名・報酬等諮問委員会」の答申を踏まえ取締役会 が決定し、監査役の個人別の報酬については監査役会が決定します。

なお、当事業年度における当行の役員の報酬額等の額の決定過程における取締役会、監査役会及び指名・報酬等諮問委員会の活動は、2023年4月及び5月開催の指名・報酬等諮問委員会にて「業績評価」及び各役員の「業務執行状況」に基づく役員報酬額について審議を行い、取締役会へ答申しました。取締役会は、指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、2023年4月及び5月開催の取締役会にて取締役の報酬額を決定しました。監査役会は、2023年6月開催の監査役会にて監査役の報酬額を決定いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数 当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

		報酬等の総額				
   役員区分	   員数	(百万円)		業績連動	ストック	左記のう
	突奴		固定報酬	未頑定勤   報酬	オプショ	ち、非金
				千尺百川	ン	銭報酬等
取締役(社外取締役を除く)	6	137	96	30	11	11
監査役(社外監査役を除く)	2	27	27	-	-	-
社外役員	6	26	26	-	-	-

- (注) 1.上表には2022年6月24日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
  - 2.取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション11百万円であり、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であります。

#### (5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行における投資有価証券に該当する株式の保有目的(「純投資」と「政策投資」)の区分は、株式への投資を通じキャピタルゲインを得ることを主たる目的とするものを「純投資」とし、当行の企業価値向上を主たる目的とするものを「政策投資」と区分しております。

なお、「政策投資」における保有目的は、(1)株式投資を通じ取引先企業との関係・連携強化により投資先企業との取引を量的・質的に向上し、当行収益の拡大化を目的とするものと、(2)当行事業基盤の強化・充実を目的とした投資先企業との提携関係や情報交換網構築等、事業上のネットワーク構築を目的とするもの、があります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当行における政策投資株式の基本方針は、当行の企業価値向上に向けて、真に必要な場合についてのみ投資を行うものとし、また、保有合理性があると判断するものについては、これを継続保有するものとしております。また、政策投資上場株式については、これら方針に定めるものを除き、縮小を基本方針とすると定めております。

政策投資株式の保有目的は、当行の企業価値向上に向け、(1)取引関係の維持・拡大を目的とするもの、

(2)事業上の関係維持・拡大を目的とするものに限定しております。基本方針を踏まえた年度毎の運営方針を 定めるとともに、保有目的を踏まえ個社毎に保有意義検証を行い、その結果保有意義が認められない場合には 縮小を検討しております。

保有意義の検証は、毎年取締役会にて個社別に保有目的を踏まえ、保有に伴う便益やリスク、コストに加え 取引状況等を加味し総合的に検証しており、当事業年度においては上場政策投資株式の全銘柄で保有意義が確 認できました。なお、保有意義が希薄化した銘柄については保有意義の改善を目指す、もしくは売却を検討し てまいります。

#### 口. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	36	33,451
非上場株式	51	1,028

### (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

(当事業十度にのいて体式数が増加した動物)						
	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由			
上場株式	-	•	-			
非上場株式	1	50	脱炭素分野の知見充実を図るべく、事業上の関係維持・強化を目的とした先として新規投資いたしました。			

#### (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	4	1,913
非上場株式	-	

# ハ.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 (特定投資株式)

	当事業年度	前事業年度		
   銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果	当行の株式の
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	及び株式数が増加した理由	保有の有無
キッコーマン株式会	1,033,564	1,033,564	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	<del>/-</del>
社	6,966	8,402	→ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 → の企業価値向上に総合的に寄与	有
株式会社オリエンタ	1,300,000	260,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
ルランド(注)4	5,886	6,112	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	有
	1,410,962	1,410,962	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
イオン株式会社   	3,620	3,681	→ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 → の企業価値向上に総合的に寄与	有
SOMPOホール	360,562	360,562	事業上の関係維持・強化を目的に保有	_
ディングス株式会社	1,893	1,940	│ し、当行における損害保険業務について │ 総合的に寄与	無
京成電鉄株式会社	436,599	402,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	無
(注)5	1,779	1,372	の企業価値向上に総合的に寄与	***
株式会社ヤクルト本	180,700	180,700	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	4777
社	1,740	1,178	→ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 → の企業価値向上に総合的に寄与	無
東京海上ホールディ	647,985	215,995	事業上の関係維持・強化を目的に保有	4111
ングス株式会社   (注) 4	1,650	1,539	→ し、当行における損害保険業務について → 総合的に寄与	無
サッポロホールディ	310,100	310,100	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	4777
ングス株式会社	1,055	715	<ul><li>預貸金を含む各種取引や配当収入等当行</li><li>の企業価値向上に総合的に寄与</li></ul>	無
<b>************************************</b>	823,180	823,180	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	<del>_</del>
新日本建設株式会社     	770	600	<ul><li>預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与</li></ul>	有
<i>6+7</i> 44440	249,800	249,800	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	4777
住友不動産株式会社     	744	846	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	無
K & Oエナジーグ	341,565	341,565	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
ループ株式会社	720	573	<ul><li>預貸金を含む各種取引や配当収入等当行</li><li>の企業価値向上に総合的に寄与</li></ul>	有
######################################	320,308	320,308	事業上の関係維持・強化を目的に保有	4111
株式会社武蔵野銀行     	711	563	し、ATMにおける提携先として寄与	無
株式会社マツキヨコ	100,000	100,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	
コカラ&カンパニー	701	433	預員金を含む合種収引や配当収入等当代	有
フクダ電子株式会社	160,000	80,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	<del>fu</del>
(注)4	682	624	<ul><li>預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与</li></ul>	無

	当事業年度	前事業年度		
a 銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果	当行の株式の
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	及び株式数が増加した理由	保有の有無
1 -4: 74: 114 -4: 4 41	153,600	153,600	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	<del>_</del>
│大成建設株式会社 │	628	542	→ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 → の企業価値向上に総合的に寄与	有
ユアサ・フナショク	223,290	223,290	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
ユノラ・ファフョフ   株式会社	620	601	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
14-15 A 31 3 -1817 -	306,230	306,230	事業上の関係維持・強化を目的として保	
株式会社みずほフィ   ナンシャルグループ	575	479	有し、預金取引関係、業務委託関係、コルレス取引関係、ATM提携先として寄与	無
	235,152	235,152	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
東京建物株式会社	379	431	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的にまた。	有
	500,000	500,000	の企業価値向上に総合的に寄与 取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
東急不動産ホール   ディングス株式会社		<u> </u>	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	無
J 1 J J X I X I X I X I X I X I X I X I X I	317	337	の企業価値向上に総合的に寄与	
   空田会度批学会社	300,000	300,000	│取引関係の維持・強化を目的に保有し、 ・預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	有
安田倉庫株式会社 	311	290	預員並を含む合催取引や配当収入寺ヨ行	1
	162,587	162,587	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
株式会社丸山製作所		<u> </u>	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	有
	291	253	の企業価値向上に総合的に寄与	
   出光興産株式会社	91,200	91,200	│取引関係の維持・強化を目的に保有し、 ・預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	無
山儿兴崖休式云社   	264	307	別員並を含む音種取りで配当収入等当1]   の企業価値向上に総合的に寄与	<del>////</del>
	146,072	146,072	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
TPR株式会社	195	190	→ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 → の企業価値向上に総合的に寄与	無
アイエックス・ナ	203,200	203,200	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
アイエックス・プ   レッジ株式会社	192	144	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	有
			│ の企業価値向上に総合的に寄与 │ 事業上の関係維持・強化を目的として保	
株式会社大和証券グ	255,000	255,000	有し、当行株式関連の主幹事証券会社と	無
ループ本社 	158	176	して寄与	
那須電機鉄工株式会	16,500	16,500	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
社	138	164	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	有
	29,000	29,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
藤田観光株式会社	96	68	預貸金を含む各種取引や配当収入等当行	無
			□ の企業価値向上に総合的に寄与 □ 取引関係の維持・強化を目的に保有し、	
│ │ 南総通運株式会社	60,000	60,000	対 所 対 所 が が 対 が 対 が で 対 が で は が で は が が 対 が で が で は が で が が が が が が が が が が が が が	有
	79	64	の企業価値向上に総合的に寄与	
株式会社プロクレア	34,873	75,811	事業上の関係維持・強化を目的として保	4111
ホールディングス   (注) 6	73	68	有し、銀行業務・業界動向等の情報連携   先として寄与	無
	I		1,220,3	

	当事業年度	前事業年度		
4 銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果	当行の株式の
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	及び株式数が増加した理由	保有の有無
## <b># # # # # # # # # </b>	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	有
│株式会社タカヨシ │ │	59	91	<ul><li>預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与</li></ul>	H H
\\\\\\\\\\\\\\\	80,877	80,877	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	_
沖電気工業株式会社 	58	68	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	有
セントラル総合開発	73,000	73,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	_
株式会社	41	27	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	有
株式会社大垣共立銀	15,635	107,835	事業上の関係維持・強化を目的として保	
行	27	205	有し、銀行業務・業界動向等の情報連携   先として寄与	有
III D 4 11 7-	20,000	20,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	_
株式会社東天紅 	14	19	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	無
株式会社三菱UFJ	839	839	事業上の関係維持・強化を目的として保	-
フィナンシャル・グ   ループ	0	0	- 有し、銀行業務・業界動向等の情報連携     先として寄与	無
双葉電子工業株式会	1,210	1,210	取引関係の維持・強化を目的に保有し、	-
社	0	0	↑ 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 ↑ の企業価値向上に総合的に寄与	無
-#-###-	-	540,150	取引関係の維持・強化を目的に保有して	<i>+</i>
京葉瓦斯株式会社   	-	1,669	おりました	有
# * ^ 2 4 - 7	-	1,362,833	取引関係の維持・強化を目的に保有する	400
株式会社ケーヨー   	-	1,211	も、2023年3月末までに売却済	無
株式会社ウェザー	-	80,000	取引関係の維持・強化を目的に保有する	無
ニューズ	-	724	も、2023年 3 月末までに売却済	<del></del>
新京成電鉄株式会社	-	42,195	取引関係の維持・強化を目的に保有して	有
(注)5	-	86	おりました	Ħ
京浜急行電鉄株式会	-	36,651	取引関係の維持・強化を目的に保有する	無
社	-	45	も、2023年 3 月末までに売却済	<del>////</del>

- (注) 1.「-」は、当該銘柄を保有していない又は当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から 純投資目的に変更したものであります。
  - 2.定量的な保有効果については、秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、取引関係の維持・強化を目的として保有する政策株式については、保有に伴う便益やリスク、コストに加え取引状況等を加味し総合的に経済合理性の検証を行っております。事業上の関係維持・強化を目的として保有する政策株式については、当初取得目的に対し有効的に寄与しているか等総合的に経済合理性の検討を行っております。
  - 3. 当行の株式の保有の有無につきましては、普通株式について記載しております。
  - 4.株式保有数の増加は、株式分割による増加であります。
  - 5.2022年9月1日付で京成電鉄株式会社が新京成電鉄株式会社を完全子会社化したことによる増減であります。

有価証券報告書

6.株式会社プロクレアホールディングスは、2022年4月1日付で株式会社みちのく銀行と株式会社青森銀行の共同株式移転により設立されました。なお、前事業年度は株式会社みちのく銀行の保有状況を記載しております。

(みなし保有株式) 該当事項はありません。

# 保有目的が純投資目的である投資株式

	当事業	<b>美年度</b>	前事業年度		
区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	
上場株式	8	1,762	8	752	
非上場株式	-	-	-	-	

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
上場株式	38	46	192	
非上場株式	1	-	-	

(注)減損処理はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

### 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
京葉瓦斯株式会社	525,150	1,256	

# 第5【経理の状況】

- 1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2.当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて 作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10 号)に準拠しております。
- 3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

		(単位:白万円)
	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	685,727	261,918
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	154	89
有価証券	1, 3, 6 519,922	1, 3, 6 499,635
貸出金	1, 2, 3, 42,304,777	1, 2, 3, 4 2,354,293
外国為替	1 3,750	1 3,174
その他資産	1, 3 36,753	1, 3 40,289
有形固定資産	5 19,324	5 19,033
建物	5,979	6,045
土地	11,710	11,398
リース資産	53	77
建設仮勘定	0	58
その他の有形固定資産	1,580	1,455
無形固定資産	2,670	2,704
ソフトウエア	2,420	2,451
リース資産	1	5
その他の無形固定資産	247	247
操延税金資産	261	1,117
支払承諾見返	1 5,844	1 6,463
貸倒引当金	8,781	8,687
資産の部合計	3,570,502	3,180,129
負債の部		5,155,125
預金	3 2,803,335	з 2,821,828
譲渡性預金	129,700	129,700
債券貸借取引受入担保金	з 1,243	-
借用金	3 <b>423</b> ,646	з 21,830
外国為替	164	128
その他負債	25,303	25,533
退職給付に係る負債	3,993	3,420
役員退職慰労引当金	38	33
株式給付引当金	-	105
睡眠預金払戻損失引当金	154	70
繰延税金負債	1,631	296
支払承諾	5,844	6,463
負債の部合計	3,395,056	3,009,410
純資産の部		3,000,110
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	7,889	6,971
利益剰余金	88,440	92,795
自己株式	937	2,350
株主資本合計	157,512	159,536
その他有価証券評価差額金	14,495	7,291
繰延ヘッジ損益	-	47
退職給付に係る調整累計額	400	398
その他の包括利益累計額合計	14,094	6,940
新株予約権	120	122
非支配株主持分	3,718	4,119
純資産の部合計	175,445	170,718
負債及び純資産の部合計	3,570,502	3,180,129
ᇧᅜᄷᄼᆘᄝᄹᄽᄜᄓᇚ		3,100,129

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位:百万円)

		(十位・口/기기)
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	51,248	51,303
資金運用収益	28,294	26,961
貸出金利息	22,063	21,819
有価証券利息配当金	5,322	4,357
コールローン利息及び買入手形利息	0	145
預け金利息	764	490
その他の受入利息	143	148
役務取引等収益	11,781	12,436
その他業務収益	529	1,088
その他経常収益	10,643	10,817
償却債権取立益	918	1,021
その他の経常収益	9,725	9,796
経常費用	42,243	41,632
資金調達費用	367	414
預金利息	270	142
譲渡性預金利息	2	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	8	20
債券貸借取引支払利息	9	17
借用金利息	91	87
その他の支払利息	2	184
役務取引等費用	3,854	4,003
その他業務費用	1,345	3,567
営業経費	1 25,353	1 24,413
その他経常費用	11,321	9,234
貸倒引当金繰入額	1,368	470
その他の経常費用	2 9,953	2 8,763
経常利益	9,005	9,671
特別利益	-	12
固定資産処分益	-	12
特別損失	842	419
固定資産処分損	109	158
減損損失	з 732	з 261
税金等調整前当期純利益	8,162	9,264
法人税、住民税及び事業税	853	1,920
法人税等調整額	791	624
法人税等合計	1,645	2,545
当期純利益	6,517	6,719
非支配株主に帰属する当期純利益	132	242
親会社株主に帰属する当期純利益	6,385	6,477

# 【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,517	6,719
その他の包括利益	1 3,747	1 6,995
その他有価証券評価差額金	4,274	7,044
繰延へッジ損益	-	47
退職給付に係る調整額	527	1
包括利益	2,770	275
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,687	677
非支配株主に係る包括利益	82	401

# 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	16,172	83,613	937	160,969
会計方針の変更による累積 的影響額			13		13
会計方針の変更を反映した当 期首残高	62,120	16,172	83,599	937	160,955
当期変動額					
新株の発行	3,010	3,010			6,020
資本金から剰余金への振替	3,010	3,010			-
剰余金の配当			1,545		1,545
親会社株主に帰属する当期 純利益			6,385		6,385
自己株式の取得				14,303	14,303
自己株式の消却		14,302		14,302	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	-	8,282	4,840	0	3,443
当期末残高	62,120	7,889	88,440	937	157,512

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	18,720	928	17,792	94	3,635	182,491
会計方針の変更による累積 的影響額						13
会計方針の変更を反映した当 期首残高	18,720	928	17,792	94	3,635	182,478
当期变動額						
新株の発行						6,020
資本金から剰余金への振替						-
剰余金の配当						1,545
親会社株主に帰属する当期 純利益						6,385
自己株式の取得						14,303
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	4,225	527	3,697	26	82	3,589
当期変動額合計	4,225	527	3,697	26	82	7,032
当期末残高	14,495	400	14,094	120	3,718	175,445

# 当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	7,889	88,440	937	157,512
当期変動額					
剰余金の配当			1,298		1,298
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,477		6,477
自己株式の取得				4,318	4,318
自己株式の処分		257		906	1,164
自己株式の消却		2,000		2,000	-
利益剰余金から資本剰 余金への振替		823	823		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_		
当期変動額合計	-	918	4,354	1,412	2,023
当期末残高	62,120	6,971	92,795	2,350	159,536

		その他の包括利益累計額					
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	14,495	-	400	14,094	120	3,718	175,445
当期変動額							
剰余金の配当							1,298
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,477
自己株式の取得							4,318
自己株式の処分							1,164
自己株式の消却							-
利益剰余金から資本剰 余金への振替							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,203	47	1	7,154	1	401	6,751
当期変動額合計	7,203	47	1	7,154	1	401	4,727
当期末残高	7,291	47	398	6,940	122	4,119	170,718

(単位	•	五万田)
\ <del>+</del> 134	•	

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,162	9,264
減価償却費	2,376	2,084
減損損失	732	261
貸倒引当金の増減( )	43	93
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	1,453	572
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	19	5
株式給付引当金の増減額(は減少)	-	105
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	140	84
資金運用収益	28,294	26,961
資金調達費用	367	414
有価証券関係損益()	290	1,394
為替差損益(は益)	5	0
固定資産処分損益(は益)	109	145
商品有価証券の純増(一)減	22	64
貸出金の純増(一)減	9,458	49,515
預金の純増減( )	34,439	18,492
譲渡性預金の純増減()	21,200	-
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ( )	278,444	401,815
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	60	87
債券貸借取引受入担保金の純増減()	3,394	1,243
外国為替(資産)の純増()減	373	576
外国為替(負債)の純増減()	121	36
資金運用による収入	28,169	27,017
資金調達による支出	402	544
その他	3,881	9,123
小計	334,254	430,264
法人税等の支払額	572	451
法人税等の還付額	244	485
営業活動によるキャッシュ・フロー	333,925	430,231
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	93,712	90,303
有価証券の売却による収入	53,791	68,595
有価証券の償還による収入	43,962	34,469
有形固定資産の取得による支出	1,167	1,098
有形固定資産の売却による収入	-	88
無形固定資産の取得による支出 上 投資活動によるキャッシュ・フロー	547	936
	2,326	10,813
財務活動によるキャッシュ・フロー	F 062	
株式の発行による収入	5,963	4 240
自己株式の取得による支出 自己株式の売却による収入	14,303	4,318
日に休式の元却による収入配当金の支払額	- 1,545	1,138 1,298
町日本の文仏領 財務活動によるキャッシュ・フロー	9,885	4,479
財務活動によるヤヤッシュ・ブロー 現金及び現金同等物に係る換算差額	<u>9,000</u>	
_		422.906
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	326,372	423,896
現金及び現金同等物の期首残高	359,075	685,448
現金及び現金同等物の期末残高	1 685,448	1 261,551

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社 3社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4.関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

- 5 . 会計方針に関する事項
  - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:15年~50年 その他:3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、耐用年数を3~50年として減価 償却を行っておりますが、2022年12月28日及び2023年2月24日開催の取締役会において店舗移転の決議を したことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ29百万円減少しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

有価証券報告書

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及び それと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記 載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,064百万円(前連結会計年度末は8,926百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸 念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末に おける株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来 の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

#### 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における 外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針 第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、 外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を ヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存 在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、 損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

### (重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

前連結会計年度 (2022年3月31日) (2023年3月31日) 貸倒引当金 8,781百万円 8,687百万円

- 2 . 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の5. 「(6)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法(DCF法)における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法(DCF法)における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染症による経済活動への影響が2023年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見 積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響 を与える可能性があります。

#### (会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

#### (追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、2023年2月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度を導入しております。

### 1.取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

2.信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,138百万円、2,100千株であります。

3.総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 該当事項はありません。

#### (連結貸借対照表関係)

1.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,904百万円	5,492百万円
危険債権額	30,969百万円	34,211百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	566百万円
貸出条件緩和債権額	3,301百万円	3,285百万円
合計額	39,176百万円	43,556百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる 債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産 更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日) 当連結会計年度 (2023年3月31日)

4,851百万円

4,823百万円

3.担保に供している資産は次のとお	りであります。		
	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)	
担保に供している資産			
有価証券	165,496百万円	106,111百万円	
貸出金	398,749 "	- <i>II</i>	
担保資産に対応する債務			
預金	489 "	582 "	
債券貸借取引受入担保金	1,243 "	- "	
借用金	409,200 "	8,900 "	
上記のほか、為替決済等の取引の	担保として、次のものを差し入れて	おります。	
	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	9,985百万円	 - 百万円	
その他資産	26百万円	6,525百万円	
また、その他資産には、先物取引	差入証拠金、金融商品等差入担保金	及び保証金が含まれておりますが、	
その金額は次のとおりであります。			
	前連結会計年度	当連結会計年度	
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)	
先物取引差入証拠金	9百万円	9百万円	
金融商品等差入担保金	666百万円	- 百万円	
保証金	1,326百万円	1,224百万円	
4 . 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合 に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約で あります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。			
	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )	
融資未実行残高	528,726百万円	494,672百万円	
うち契約残存期間が1年以内のもの	浅存期間が1年以内のもの 458,395百万円		
なお、これらの契約の多くは、融	資実行されずに終了するものである	ため、融資未実行残高そのものが必	
ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約			
の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行			
申し込みを受けた融資の拒絶又は契	約極度額の減額をすることができる	<b>旨の条項が付けられております。ま</b>	
た、契約時において必要に応じて不	動産・有価証券等の担保を徴求する	まか、契約後も定期的に予め定めて	
いる行内(社内)手続に基づき顧客	の業況等を把握し、必要に応じて契約	約の見直し、与信保全上の措置等を	
<b>悪じております</b>			

講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2022年3月31日) 当連結会計年度 (2023年3月31日) 減価償却累計額 23,931百万円 23,547百万円

6.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証 債務の額

前連結会計年度 当連結会計年度 (2022年3月31日) (2023年3月31日)

31,905百万円 32,887百万円

## (連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

**給料・手当** 10,605百万円 10,344百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

貸出金償却601百万円128百万円株式等償却52百万円93百万円

#### 3.減損損失

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能 価額まで減額し、当該減少額732百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗8か所	土地及び建物等	217百万円
千葉県内	共用資産3か所	土地及び建物等	515百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各 資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産と しております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能 価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗1か所	建物	11百万円
千葉県内	共用資産1か所	土地及び建物等	248百万円
千葉県外	共用資産1か所	建物	0百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各 資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産と しております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

# (連結包括利益計算書関係)

# 1 . その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		(単位:日八月)
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,685	10,007
組替調整額	1,459	126
税効果調整前	6,144	9,881
税効果額	1,869	2,836
その他有価証券評価差額金	4,274	7,044
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	-	67
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	67
税効果額	-	20
繰延ヘッジ損益	-	47
退職給付に係る調整額		
当期発生額	403	283
組替調整額	355	286
税効果調整前 	758	2
税効果額	230	0
退職給付に係る調整額	527	1
その他の包括利益合計	3,747	6,995

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	-	62,222	
第二種優先株式	4,000	-	500	3,500	(注)1
第1回第六種優先株式	600	-	600	-	(注)2
第2回第六種優先株式	-	301	-	301	(注)3
第1回第七種優先株式	653	-	-	653	
第2回第七種優先株式	4	-	-	4	
合 計	67,479	301	1,100	66,680	
自己株式					
普通株式	2,977	0	-	2,978	(注)4
第二種優先株式	-	500	500	-	(注)5
第1回第六種優先株式	-	600	600	-	(注)6
第2回第七種優先株式	-	0	-	0	(注)7
合 計	2,977	1,100	1,100	2,978	

- (注)1.第二種優先株式の発行済株式の減少は、2022年3月の自己株式消却による減少であります。
  - 2.第1回第六種優先株式の発行済株式の減少は、2022年3月の自己株式消却による減少であります。
  - 3 . 第 2 回第六種優先株式の発行済株式の増加は、2022年 2 月の第三者割当による新株の発行による増加であります。
  - 4. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
  - 5. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります
  - 6.第1回第六種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。
  - 7.第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

# 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	     新株予約	新株予約権の目的とな					当連結会計	
区分	権の内訳	る株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高(百万円)	摘要
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権						120	
É	計					120		

# 3.配当に関する事項

# (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
	普通株式	177	3	2021年3月31日	2021年 6 月28日
	第二種優先株式	416	104	2021年3月31日	2021年 6 月28日
2021年 6 月25日 定時株主総会	第1回第六種優先 株式	330	550	2021年3月31日	2021年 6 月28日
Z. S M. Z. M. Z.	第1回第七種優先 株式	587	900	2021年3月31日	2021年 6 月28日
	第2回第七種優先 株式	33	7,101	2021年 3 月31日	2021年 6 月28日

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	296	利益剰余金	5	2022年3月31日	2022年 6 月27日
	第二種優先株 式	364	利益剰余金	104	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
2022年 6 月24日 定時株主総会	第2回第六種 優先株式	7	利益剰余金	26.31	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
	第1回第七種 優先株式	587	利益剰余金	900	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
	第2回第七種 優先株式	42	利益剰余金	9,000	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日

## 当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	1	62,222	
第二種優先株式	3,500	-	500	3,000	(注)1
第2回第六種優先株式	301	-	1	301	
第1回第七種優先株式	653	-	1	653	
第2回第七種優先株式	4	-	1	4	
合 計	66,680	-	500	66,180	
自己株式					
普通株式	2,978	4,201	2,185	4,994	(注)2、3
第二種優先株式	-	500	500	-	(注)4
第2回第七種優先株式	0	-	-	0	
合 計	2,978	4,701	2,685	4,994	

- (注)1.第二種優先株式の発行済株式の減少は、2023年3月の自己株式消却による減少であります。
  - 2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託 (J-ESOP)が保有する当行株式 (当連結会計年度期首 千株、当連結会計年度末2,100千株)が含まれております。
  - 3.普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,100千株、株式給付信託(J-ESOP)の取得による増加2,100千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。また、自己株式の株式数の減少は、株式給付信託(J-ESOP)への第三者割当による自己株式処分の減少2,100千株及びストック・オプションの権利行使による減少85千株であります。
  - 4. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2023年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

## 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約	新株予約権 の目的とな	新株予	約権の目的と	なる株式の数	(株)	当連結会計	
区分	権の内訳	る株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高(百万円)	摘要
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権						122	
É	計					122		

# 3.配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
	普通株式	296	5	2022年3月31日	2022年 6 月27日
	第二種優先株式	364	104	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
2022年 6 月24日 定時株主総会	第2回第六種優先 株式	7	26.31	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第1回第七種優先 株式	587	900	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日
	第2回第七種優先 株式	42	9,000	2022年 3 月31日	2022年 6 月27日

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	296	利益剰余金	5	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日
	第二種優先株 式	312	利益剰余金	104	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日
2023年 6 月28日 定時株主総会	第2回第六種 優先株式	90	利益剰余金	300	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日
	第1回第七種 優先株式	587	利益剰余金	900	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日
	第2回第七種 優先株式	42	利益剰余金	9,000	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日

<sup>(</sup>注)普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

# (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
現金預け金勘定	685,727百万円	261,918百万円		
その他預け金	279 "	366 "		
現金及び現金同等物	685,448 "	261,551 "		

# (リース取引関係)

## (貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(単位:百万円)

# 1.リース投資資産

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )		
その他資産	172	152		

2.リース債務 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
その他負債	168	152

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約 不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約 定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。このうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づき、ヘッジ会計を適用しております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、リスク統括部は、四半期ごとに「大口信用供与等規制管理規程」により大口与信先の状況等を経営へ報告しております。更に与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個社別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門(営業店等)や審査部門(審査部)から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### 市場リスクの管理

# ( )金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門(リスク統括部)により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取締役会に金利リスクの状況を報告しています。

## ( ) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

#### ( )価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期ごとに経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクキャピタルや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

#### ( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ 分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

#### ( )市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち市場価格のない株式等以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いて市場リスク量を計測しております。

このVaRの算定は、「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引(有価証券をヘッジ対象とする取引を除く)」及び「有価証券」のうち株式についてはヒストリカル法、株式以外の「有価証券」、有価証券をヘッジ対象とする「デリバティブ取引」及び「外国為替」については分散・共分散法を採用しております。

各計測条件の詳細は下記のとおりとなっております。

#### ・ヒストリカル法

信頼区間:99%、観測期間:5年、保有期間:「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引(有価証券をヘッジ対象とする取引を除く)」は240日、株式のうち純投資目的は60日、それ以外は120日。

#### ・分散・共分散法

信頼区間:99%、観測期間:1年、保有期間:60日。

なお、「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引(有価証券をヘッジ対象とする取引を除く)」について前連結会計年度においては、分散・共分散法を採用しておりましたが、当連結会計年度よりヒストリカル法に変更しております。

2023年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で41,835百万円(前連結会計年度は29,818百万円)であります。

また、当行グループでは、モデルが算出する V a R と損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、 V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した適切な資金管理を行うとともに、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営し、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めることで、資金繰りリスクを管理しております。また、各市場取引におけるポジション限度枠を設定し、市場流動性リスクをコントロールしています。

# (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)商品有価証券			
売買目的有価証券	154	154	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	32,887	32,993	106
その他有価証券	484,740	484,740	-
(3)貸出金	2,304,777		
貸倒引当金(*1)	7,434		
	2,297,343	2,314,989	17,646
資産計	2,815,125	2,832,878	17,752
(1)預金	2,803,335	2,803,351	15
(2)借用金	423,646	423,667	21
負債計	3,226,982	3,227,019	37
デリバティブ取引( * 2 )			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(860)	( 860 )	-
デリバティブ取引計	(860)	(860)	-

<sup>(\*1)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

<sup>(\*2)</sup>その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、()で表示しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)商品有価証券			
売買目的有価証券	89	89	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	31,905	32,028	122
その他有価証券(*1)	465,041	465,041	-
(3)貸出金	2,354,293		
貸倒引当金(*2)	7,666		
	2,346,626	2,353,671	7,045
資産計	2,843,663	2,850,831	7,167
(1)預金	2,821,828	2,821,835	7
負債計	2,821,828	2,821,835	7
デリバティブ取引( * 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	419	419	-
ヘッジ会計が適用されているもの	67	67	-
デリバティブ取引計	487	487	-

- (\*1)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価 情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )
非上場株式(*1)(*2)	1,059	1,031
組合出資金(*3)	1,235	1,655

- (\*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針 第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2)当連結会計年度において、非上場株式について77百万円減損処理を行っております。
- (\*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
有価証券	32,461	96,504	105,013	87,921	80,846	39,794
満期保有目的の債券	10,432	14,521	7,377	506	49	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	10,432	14,521	7,377	506	49	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	22,029	81,983	97,636	87,415	80,797	39,794
うち国債	-	-	-	8,017	23,835	8,648
地方債	5,412	11,456	24,863	41,560	24,693	25,596
社債	5,948	41,106	33,936	17,227	3,358	2,645
貸出金(*)	390,553	352,769	274,071	217,294	268,518	764,969
合 計	423,015	449,274	379,085	305,216	349,364	804,763

<sup>(\*)</sup>貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 33,824百万円、期間の定めのないもの2,777百万円は含めておりません。

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
有価証券	58,074	91,542	130,877	52,289	56,569	35,503
満期保有目的の債券	9,844	14,529	6,669	723	139	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	9,844	14,529	6,669	723	139	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	48,230	77,012	124,208	51,565	56,430	35,503
うち国債	-	-	6,007	6,961	20,684	7,342
地方債	5,516	16,301	34,814	32,176	21,385	22,973
社債	20,049	32,809	38,574	5,041	3,977	2,530
貸出金(*)	423,897	358,484	276,492	223,554	243,558	784,747
合 計	481,971	450,026	407,370	275,843	300,127	820,250

<sup>(\*)</sup>貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 39,357百万円、期間の定めのないもの4,200百万円は含めておりません。

# (注3)社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,706,881	85,964	10,490	-	-	
借用金	416,575	5,767	1,304	-	-	-
合 計	3,123,456	91,731	11,794	-	-	-

(\*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

#### 当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,734,732	70,109	16,986	-	•	•
合 計	2,734,732	70,109	16,986	-	-	ı

(\*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 (1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価					
<u>Б</u> Л	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
商品有価証券及び有価証券						
売買目的有価証券						
国債・地方債等	-	154	-	154		
その他有価証券						
国債・地方債等	40,502	133,583	-	174,085		
社債	-	104,222	-	104,222		
株式	38,503	-	-	38,503		
その他	-	41,607	2,902	44,510		
デリバティブ取引						
金利関連	-	451	-	451		
通貨関連	-	321	-	321		
資産計	79,005	280,341	2,902	362,249		
デリバティブ取引						
金利関連	-	246	-	246		
通貨関連	-	1,386	-	1,386		
負債計	-	1,633	-	1,633		

<sup>(\*)「</sup>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日 内閣府令第9号)附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は123,418百万円であります。

				(単位:百万円)			
区分	時価						
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
商品有価証券及び有価証券							
売買目的有価証券							
国債・地方債等	-	89	-	89			
その他有価証券							
国債・地方債等	40,997	133,168	-	174,165			
社債	-	102,983	-	102,983			
株式	36,365	-	-	36,365			
その他	18,185	128,975	2,656	149,817			
デリバティブ取引							
金利関連	-	666	-	666			
通貨関連	-	635	-	635			
資産計	95,547	366,518	2,656	464,722			
デリバティブ取引							
金利関連	-	394	-	394			
通貨関連	-	420	-	420			
負債計	-	814	-	814			

<sup>(\*)</sup>有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021 年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,710百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

期首残高	当期の損益 の包括利益 損益に 計上	又はその他 その他の 包括利益 に計上 (*)	・購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
1,696	-	14	-	-	-	1,710	-

<sup>(\*)</sup>連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
<u></u> △ 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
社債	-	-	32,993	32,993		
貸出金	-	-	2,314,989	2,314,989		
資産計	-	-	2,347,982	2,347,982		
預金	-	2,803,351	-	2,803,351		
借用金	-	423,667	-	423,667		
負債計	-	3,227,019	-	3,227,019		

#### 当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価						
<u></u> △刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券							
満期保有目的の債券							
社債	-	-	32,028	32,028			
貸出金	-	-	2,353,671	2,353,671			
資産計	-	-	2,385,699	2,385,699			
預金	-	2,821,835	-	2,821,835			
負債計	-	2,821,835	-	2,821,835			

## (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資 産

## 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、外部ベンダー等の第三者から入手した評価価格または将来 キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっ ては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産 確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3 の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金のうち、変動金利及び貸出期間が短期間(1年以内)のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

#### 負債

#### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### 借用金

借用金のうち、変動金利及び約定期間が短期間(1年以内)のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

店頭取引は、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	の他 期首 残高 損益 計_		益又はそ 包括利益	購入、売	1 - 3 11	1		当期の損益に計上した額の
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)	却、発行 及び決 済の純 額	レベル 3 の時 価への 振替	レベル 3 の時 価から の振替	期末 残高	うち連結貸借 対照表日において保有する 金融資産及び 金融負債の評価損益(*1)
有価証券								
その他有価証券								
社債	80	-	20	100	-	-	-	-
その他	5,092	60	189	1,939	-	-	2,902	-

- (\*1)連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (\*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

		1	当期の損益又はそ の他の包括利益	1.00					当期の損益に 計上した額の
	期首残高	損益に 計上	その他 の包括 利益に 計上 (*)	購入、売 却、発行 及び決 済の純 額	_   レベル     3の時     価への	3 の時	期末残高	うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益	
有価証券									
その他有価証券									
その他	2,902	-	246	-	1	-	2,656	-	

<sup>(\*)</sup>連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは財務部門及び市場バック部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、財務部門において、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを 用い、第三者から入手した相場価格を利用する場合は、評価技法及びインプットの確認や時価の時系列 推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

# (有価証券関係)

- 1.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

# 1 . 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

# 2.満期保有目的の債券

# 前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
│ 時価が連結貸借対照表 │ 計上額を超えるもの	社債	28,151	28,305	153
	その他	-	-	-
	小計	28,151	28,305	153
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	4,736	4,688	47
	その他	-	-	-
	小計	4,736	4,688	47
合計	t	32,887	32,993	106

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	25,422	25,588	166
	その他	-	-	-
	小計	25,422	25,588	166
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	6,483	6,439	43
	その他	-	-	-
	小計	6,483	6,439	43
合計	†	31,905	32,028	122

# 3 . その他有価証券

# 前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	36,168	10,728	25,440
	債券	111,601	111,152	448
   連結貸借対照表計上額	国債	3,007	3,003	4
が取得原価を超えるも	地方債	43,241	43,095	146
_ σ	社債	65,351	65,053	297
	その他	62,359	60,476	1,882
	小計	210,129	182,358	27,771
	株式	2,334	2,692	357
	債券	166,706	168,530	1,823
   連結貸借対照表計上額	国債	37,494	38,119	625
が取得原価を超えない	地方債	90,341	91,434	1,092
もの	社債	38,870	38,976	105
	その他	105,569	110,537	4,967
	小計	274,610	281,760	7,149
合計		484,740	464,118	20,621

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	35,285	10,919	24,366
	債券	85,452	85,317	134
   連結貸借対照表計上額	国債	1	-	-
が取得原価を超えるも	地方債	26,228	26,180	48
0	社債	59,223	59,137	86
	その他	22,889	21,751	1,137
	小計	143,626	117,989	25,637
	株式	1,079	1,409	329
	債券	191,696	195,530	3,834
   連結貸借対照表計上額	国債	40,997	42,103	1,106
が取得原価を超えない	地方債	106,939	109,361	2,422
もの	社債	43,759	44,065	305
	その他	128,639	139,371	10,732
	小計	321,415	336,311	14,896
合計		465,041	454,301	10,740

#### 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

## 前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類 売却額(百万円)		売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,354	740	115
債券	4,009	34	28
国債	4,009	34	28
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	17,288	963	166
合計	23,652	1,739	311

#### 当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,304	1,255	124
債券	922	-	79
国債	922	-	79
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	22,607	923	803
合計	25,834	2,179	1,007

# 5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

#### 6.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、52百万円(うち、株式52百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理額は、16百万円(うち、株式16百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

# (金銭の信託関係)

- 1.運用目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2 . 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

## (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

## 前連結会計年度(2022年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	20,621
その他有価証券	20,621
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	5,635
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	14,986
( ) 非支配株主持分相当額	490
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	14,495

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	10,740
その他有価証券	10,740
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	2,798
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,941
( ) 非支配株主持分相当額	649
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,291

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における 契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおり であります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものでは ありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	13,425	12,949	266	266
	受取変動・支払固定	13,425	12,949	62	62
店頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	27,098	26,790	178	178
	買建	27,098	26,790	178	178
	合 計			204	204

<sup>(</sup>注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	14,746	14,584	197	197
	受取変動・支払固定	14,746	14,584	6	6
店頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	23,000	21,579	310	310
	買建	23,000	21,579	310	310
	合 計			204	204

<sup>(</sup>注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# (2)通貨関連取引

# 前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	41,175	32,803	42	42
	為替予約				
	売建	21,271	-	1,128	1,128
	買建	3,713	-	20	20
店頭	通貨オプション				
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計			1,065	1,065

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

# 当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	79,932	65,610	120	120
	為替予約				
	売建	10,985	-	60	60
	買建	5,115	-	33	33
   店頭	通貨オプション				
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	1	-	-	-
	合 計			215	215

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- (3)株式関連取引 該当事項はありません。
- (4)債券関連取引 該当事項はありません。
- (5)商品関連取引 該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 前連結会計年度(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	当是MIZH 1及(2020 1 3730 日兆日 /				
ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		-	-	-
原則的処理方	受取変動・支払固定	その他有価証券	8,000	8,000	67
法	金利先物	(債券)	-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
م المال	金利スワップ				
金利スワップ   の特例処理	受取固定・支払変動	-	-	-	-
001寸例处理	受取変動・支払固定		-	-	-
	合 計				67

- (注)金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
  - (2)通貨関連取引 該当事項はありません。
  - (3)株式関連取引 該当事項はありません。
  - (4)債券関連取引 該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、キャッシュバランスプラン類似型制度を採用しております。当該制度では、在職中の資格ポイントと勤続ポイントの累積により給付額が決定し、年金資産の運用や市場金利の影響を受けることはありませんが、年金受給期間中は、年金給付利率を市場金利(20年国債の過去5年平均)に応じて変更する制度です。

連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、連結子会社の一部は、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2.確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	22,127	21,676
勤務費用	684	668
利息費用	79	77
数理計算上の差異の発生額	235	62
退職給付の支払額	978	994
退職給付債務の期末残高	21,676	21,364

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	16,680	17,682
期待運用収益	417	442
数理計算上の差異の発生額	167	346
事業主からの拠出額	1,087	875
退職給付の支払額	669	709
年金資産の期末残高	17,682	17,943

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

結会計年度 21年4月1日 22年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日
122+3 /31   )	至 2023年3月31日)
16,587	16,428
17,682	17,943
1,095	1,515
5,088	4,935
3,993	3,420
	16,587 17,682 1,095 5,088

退職給付に係る負債	3,993	3,420
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,993	3,420

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(単位:百万円)
区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	684	668
利息費用	79	77
期待運用収益	417	442
数理計算上の差異の費用処理額	355	286
その他	35	33
確定給付制度に係る退職給付費用	736	623

(注)簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	758	2
合計	758	2

#### (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	576	573
合計	576	573

## (7)年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

TESTERNIES OF OSSIME COSSIME C			
区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
債券	61.3%	63.7%	
株式	36.1%	33.7%	
その他	2.5%	2.4%	
合計	100.0%	100.0%	

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%

#### 3.確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度60百万円、当連結会計年度59百万円であります。

# (ストック・オプション等関係)

# 1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
営業経費	26百万円	27百万円

# 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

# (1 ) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行 役員11名	当行取締役4名及び執行 役員11名	当行取締役4名及び執行 役員11名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年 7 月14日	2015年8月4日	2016年 7 月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めてい ない。	対象勤務期間は定めてい ない。	対象勤務期間は定めてい ない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行 役員11名	当行取締役 4 名及び執行 役員12名	当行取締役 5 名及び執行 役員10名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年 7 月21日	2018年 7 月20日	2019年 7 月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めてい ない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年 7 月22日から 2047年 7 月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 6 名及び執行 役員10名	当行取締役 6 名及び執行 役員12名	当行取締役 5 名及び執行 役員14名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 127,000株	普通株式 127,100株	普通株式 138,100株
付与日	2020年 7 月22日	2021年 7 月20日	2022年 7 月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。	権利確定条件は定めてい ない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めてい ない。	対象勤務期間は定めてい ない。	対象勤務期間は定めてい ない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	2021年7月21日から 2051年7月20日まで	2022年7月22日から 2052年7月21日まで

<sup>(</sup>注)株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	7,200株	8,200株	27,700株
権利確定	-	-	-
権利行使	1,900株	2,700株	7,300株
失効	-	-	-
未行使残	5,300株	5,500株	20,400株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	26,700株	39,500株	89,800株
権利確定	-	-	-
権利行使	5,000株	9,200株	18,800株
失効	-	-	-
未行使残	21,700株	30,300株	71,000株

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	138,100株
失効	-	-	-
権利確定	-	•	138,100株
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	127,000株	127,100株	-
権利確定	-	-	138,100株
権利行使	21,100株	19,700株	•
失効	_	-	-
未行使残	105,900株	107,400株	138,100株

#### 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	261円	261円	261円
付与日における公正な評価 単価(注)	734円	700円	377円

	第4回新株予約権	第 5 回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	261円	261円	261円
付与日における公正な評価 単価(注)	540円	425円	258円

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	261円	261円	-
付与日における公正な評価 単価(注)	196円	208円	202円

- (注) 1株当たりに換算して記載しております。
  - 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 当連結会計年度において付与された第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。
    - (1)使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

( ) = 1 = 112111 = 1111111111111111111111	
	第10回新株予約権
株価変動性(注)1	37.97%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	4円/株
無リスク利子率(注)4	0.61%

- (注)1. 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。
  - 2.十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
  - 3.直近2期の実績配当金の単純平均によっております。
  - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
  - 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	186百万円	- 百万円
貸倒引当金	4,246	3,703
有価証券評価損	2,626	2,479
退職給付に係る負債	1,219	1,045
減価償却	200	170
その他	941	1,045
繰延税金資産小計	9,420	8,444
評価性引当額 (注)	5,155	4,804
繰延税金資産合計	4,265	3,640
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,635	2,798
繰延へッジ損益	-	20
繰延税金負債合計	5,635	2,819
繰延税金資産(負債)の純額	1,370百万円	820百万円

<sup>(</sup>注)評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少であります。

# 2.連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5	0.5
住民税均等割等	0.1	0.1
評価性引当額の増減によるもの	10.9	3.7
その他	0.7	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1%	27.4%

# (資産除去債務関係) 該当事項はありません。

# (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

# ( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セク	ブメント				4 . 4/3/3/
	銀行業	リース業	信用保証・ クレジット カード業	計	その他	調整額	合計
預金・貸出業務	917	-	-	917	-	-	917
為替業務	1,469	-	-	1,469	-	-	1,469
証券関連業務	223	-	-	223	-	-	223
代理業務	1,180	-	-	1,180	-	-	1,180
保護預り・貸金庫業務	171	-	-	171	-	-	171
その他業務	4,417	-	334	4,751	220	-	4,972
顧客との契約から生じ る経常収益	8,379	-	334	8,714	220	-	8,935
上記以外の経常収益	33,866	7,596	1,017	42,479	0	166	42,313
外部顧客に対する経常 収益	42,245	7,596	1,352	51,194	220	166	51,248

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
  - 2.上記以外の経常収益の調整額 166百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

		報告セク	ブメント				
	銀行業	リース業	信用保証・ クレジット カード業	計	その他	調整額	合計
預金・貸出業務	885	-	-	885	-	-	885
為替業務	1,288	-	-	1,288	-	-	1,288
証券関連業務	250	-	-	250	-	-	250
代理業務	2,464	-	-	2,464	-	-	2,464
保護預り・貸金庫業務	153	-	-	153	-	-	153
その他業務	3,504	-	326	3,831	245	-	4,076
顧客との契約から生じ る経常収益	8,547	-	326	8,874	245	1	9,119
上記以外の経常収益	33,663	7,735	839	42,238	0	53	42,184
外部顧客に対する経常 収益	42,210	7,735	1,166	51,112	245	53	51,303

- (注) 1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
  - 2.上記以外の経常収益の調整額 53百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

#### (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

#### 1.報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事 項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値でありま す。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	報告セグメント						連結財務	
	銀行業	リース業	信用保証・ クレジット カード業	計	その他	合計	調整額	諸表計上 額
経常収益								
外部顧客に対する経 常収益	42,245	7,596	1,352	51,194	220	51,415	166	51,248
セグメント間の内部 経常収益	635	174	698	1,507	1,247	2,755	2,755	-
計	42,880	7,770	2,050	52,701	1,468	54,170	2,921	51,248
セグメント利益	8,145	118	1,212	9,477	70	9,547	541	9,005
セグメント資産	3,550,485	21,682	13,476	3,585,643	1,791	3,587,434	16,932	3,570,502
セグメント負債	3,383,613	19,142	7,820	3,410,576	276	3,410,853	15,796	3,395,056
その他の項目								
減価償却費	2,183	8	25	2,216	173	2,389	13	2,376
資金運用収益	28,795	33	31	28,859	0	28,859	565	28,294
資金調達費用	274	106	2	383	-	383	15	367
特別利益	258	-	-	258	-	258	258	-
(抱合せ株式消滅差 益)	(258)	( - )	( - )	(258)	( - )	(258)	( 258)	( - )
特別損失	842	-	0	842	0	842	-	842
(固定資産処分損)	(109)	( - )	(0)	(109)	(0)	(109)	( - )	(109)
(減損損失)	(732)	( - )	( - )	(732)	( - )	(732)	( - )	(732)
税金費用	1,290	25	308	1,625	20	1,645	0	1,645
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,630	8	8	1,647	78	1,725	5	1,730

有価証券報告書

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連 結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
  - 3.外部顧客に対する経常収益の調整額 166百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
  - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	報告セグメント						連結財務	
	銀行業	リース業	信用保証・ クレジット カード業	計	その他	合計	調整額	諸表計上額
経常収益								
外部顧客に対する経 常収益	42,210	7,735	1,166	51,112	245	51,357	53	51,303
セグメント間の内部 経常収益	814	99	649	1,564	1,451	3,015	3,015	-
計	43,025	7,835	1,816	52,676	1,696	54,373	3,069	51,303
セグメント利益	8,945	196	1,085	10,227	193	10,421	750	9,671
セグメント資産	3,160,827	20,915	12,874	3,194,617	1,911	3,196,528	16,399	3,180,129
セグメント負債	2,999,128	18,079	7,208	3,024,416	260	3,024,676	15,265	3,009,410
その他の項目								
減価償却費	1,916	6	16	1,940	147	2,088	4	2,084
資金運用収益	27,656	40	27	27,723	0	27,723	761	26,961
資金調達費用	323	99	3	426	-	426	11	414
特別利益	12	-	-	12	-	12	-	12
(固定資産処分益)	(12)	( - )	( - )	(12)	( - )	(12)	( - )	(12)
特別損失	419	-	-	419	0	419	-	419
(固定資産処分損)	(158)	( - )	( - )	(158)	(0)	(158)	( - )	(158)
(減損損失)	(261)	( - )	( - )	(261)	( - )	(261)	( - )	(261)
税金費用	2,091	70	325	2,488	57	2,545	0	2,545
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,988	6	58	2,053	171	2,224	1	2,223

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連 結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
  - 3.外部顧客に対する経常収益の調整額 53百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
  - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,705	7,459	7,596	10,487	51,248

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,025	6,834	7,735	10,707	51,303

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2.地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

# 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	信用保証・ク レジットカー ド業	計	その他	合計
減損損失	732	-	-	732	-	732

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカー ド業	計	その他	合計
減損損失	261	-	-	261	-	261

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
    - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 該当事項はありません。
    - (イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
    - (ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社 の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 前連結会計年度

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	田中 啓之 (注)3	-	-	当行常務 執行役員	被所有 0.0	与信取引	資金の貸付 (注) 1	153 (注) 2	貸出金	150

- (注)1.取引条件及び取引の決定方針等
  - 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
  - 2. 取引金額は、平均残高を記載しております。
  - 3. 当行常務執行役員田中啓之の近親者である田中敏男氏の逝去に伴い、相続により同氏の債務引受を行ったものであります。

#### 当連結会計年度

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	田中 啓之	-	-	当行常務 執行役員	被所有 0.0	与信取引	資金の貸付 (注)1	146 (注) 2	貸出金	143

- (注)1.取引条件及び取引の決定方針等
  - 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
  - 2.取引金額は、平均残高を記載しております。
    - (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
    - 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,950円75銭	1,964円23銭
1 株当たり当期純利益	85円75銭	92円07銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	26円63銭	28円90銭

# (注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	175,445	170,718
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	59,877	58,310
うち優先株式払込金額	百万円	55,036	53,036
うち優先配当額	百万円	1,002	1,032
うち新株予約権	百万円	120	122
うち非支配株主持分	百万円	3,718	4,119
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	115,568	112,408
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	59,243	57,227

# (注) 2 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,385	6,477
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,305	1,032
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,002	1,032
うち中間優先配当額	百万円	-	•
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	302	•
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	5,080	5,444
普通株式の期中平均株式数	千株	59,243	59,135
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	941	720
うち優先配当額	百万円	638	720
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	302	-
普通株式増加数	千株	166,901	154,162
うち優先株式	千株	166,504	153,692
うち新株予約権	千株	396	470
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		<u>-</u>	-

有価証券報告書

(注)3.株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度 - 千株、当連結会計年度2,100千株であり、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度 - 千株、当連結会計年度69千株であります。

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借用金	423,646	21,830	0.37	
再割引手形	-	-	-	
借入金	423,646	21,830	0.37	2023年4月~ 2027年12月
1年以内に返済予定のリース 債務	87	105	-	
リース債務(1年以内に返済 予定のものを除く。)	138	165	-	2024年4月~ 2030年5月

- (注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
  - 2.リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
  - 3.借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	15,371	3,483	1,785	964	225
リース債務(百万円)	105	64	43	29	17

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

# 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

# (2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	13,902	27,867	39,286	51,303
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	1,465	6,385	8,167	9,264
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	1,192	4,777	5,867	6,477
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	20.13	80.58	98.94	92.07

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益( は1株当 たり四半期純損失)(円)	20.13	60.42	18.37	7.21

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	685,721	261,912
現金	30,844	34,008
預け金	654,877	227,903
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	154	89
商品地方債	154	89
有価証券	1, 2, 4 519,751	1, 2, 4 499,207
国債	40,502	40,997
地方債	133,583	133,168
社債	6 137,110	6 134,888
株式	39,389	36,966
その他の証券	169,167	153,186
貸出金	2, 4, 5 2,306,598	2, 4, 5 2,356,768
割引手形	з 4,781	з 4,813
手形貸付	34,140	33,122
証書貸付	2,109,112	2,130,063
当座貸越	158,563	188,770
外国為替	2 3,750	2 3,174
外国他店預け	1,948	2,105
買入外国為替	з 70	з 10
取立外国為替	1,732	1,058
その他資産	2 13,955	2 18,004
前払費用	13	12
未収収益	2,171	2,197
先物取引差入証拠金	9	9
金融派生商品	772	1,301
金融商品等差入担保金	666	-
その他の資産	4 10,322	4 14,483
有形固定資産	19,115	18,771
建物	5,965	6,019
土地	11,710	11,398
リース資産	130	123
その他の有形固定資産	1,308	1,230
無形固定資産	2,408	2,433
ソフトウエア	2,162	2,187
その他の無形固定資産	245	245
繰延税金資産	-	856
支払承諾見返	2 5,844	2 6,463
貸倒引当金	6,913	6,951
資産の部合計	3,550,485	3,160,827

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
負債の部		
預金	4 2,816,778	4 2,834,230
当座預金	73,916	76,972
普通預金	1,795,837	1,875,539
貯蓄預金	28,170	28,358
通知預金	6,916	6,499
定期預金	899,940	836,654
定期積金	2	2
その他の預金	11,994	10,204
譲渡性預金	129,700	129,700
債券貸借取引受入担保金	4 1,243	-
借用金	4 409,200	4 8,900
借入金	409,200	8,900
外国為替	164	128
外国他店預り	144	96
売渡外国為替	20	31
その他負債	15,816	16,803
未払法人税等	270	982
未払費用	1,763	1,603
前受収益	790	836
給付補填備金	0	0
金融派生商品	1,633	814
金融商品等受入担保金	313	893
リース債務	130	123
その他の負債	10,915	11,549
退職給付引当金	3,302	2,726
株式給付引当金	-	105
睡眠預金払戻損失引当金	154	70
繰延税金負債	1,408	-
支払承諾	5,844	6,463
負債の部合計	3,383,613	2,999,128
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	7,889	6,971
資本準備金	6,971	6,971
その他資本剰余金	918	-
利益剰余金	83,218	87,543
利益準備金	6,573	6,833
その他利益剰余金	76,644	80,710
繰越利益剰余金	76,644	80,710
自己株式	937	2,350
株主資本合計	152,291	154,285
その他有価証券評価差額金	14,459	7,244
繰延ヘッジ損益	<del>-</del>	47
評価・換算差額等合計	14,459	7,291
新株予約権	120	122
純資産の部合計	166,871	161,699
負債及び純資産の部合計	3,550,485	3,160,827

		平面:口/川リ
	前事業年度 (自 2021年4月1日	当事業年度 (自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
	42,880	43,025
資金運用収益	28,795	27,656
貸出金利息	22,047	21,803
有価証券利息配当金	5,838	5,067
コールローン利息	0	145
預け金利息	764	490
その他の受入利息	143	148
<b>役務取引等収益</b>	10,795	11,493
受入為替手数料	1,469	1,289
その他の役務収益	9,325	10,204
その他業務収益	529	1,088
外国為替売買益	118	1,000
商品有価証券売買益	110	0
国債等債券売却益	-	
	244	800
金融派生商品収益	166	286
その他の業務収益	0	0 707
その他経常収益	2,759	2,787
償却債権取立益	917	1,020
株式等売却益	1,560	1,378
その他の経常収益	281	389
経常費用	34,734	34,079
資金調達費用	274	323
預金利息	271	142
譲渡性預金利息	2	2
コールマネー利息	8	20
債券貸借取引支払利息	9	17
借用金利息	0	0
金利スワップ支払利息	-	35
その他の支払利息	0	145
役務取引等費用	4,510	4,614
支払為替手数料	241	146
その他の役務費用	4,269	4,467
その他業務費用	1,345	3,567
外国為替売買損	-	211
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	193	883
国債等債券償還損	1,151	2,472
営業経費	25,114	24,327
その他経常費用	3,489	1,246
貸倒引当金繰入額	1,457	480
貸出金償却	599	125
株式等売却損	117	124
株式等償却	52	93
その他の経常費用	1,262	422
経常利益	8,145	8,945
特別利益	258	12
固定資産処分益	-	12
抱合せ株式消滅差益	258	-
特別損失	842	419
固定資産処分損	109	158
回	732	261
税引前当期純利益	7,561	8,539
法人税、住民税及び事業税	507	1,453
法人税等調整額	783	638
法人税等合計	1,290	2,091
当期純利益	6,270	6,447

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金 資本準備金 利余金 資本剰余 乗余金 金合計	資木準借全			利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計
			繰越利益 剰余金	金合計					
当期首残高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,241	78,506	937	155,862
会計方針の変更による 累積的影響額						13	13		13
会計方針の変更を反映し た当期首残高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,227	78,492	937	155,849
当期変動額									
新株の発行	3,010	3,010		3,010					6,020
資本金から剰余金への 振替	3,010		3,010	3,010					
準備金から剰余金への 振替		3,010	3,010	-					1
剰余金の配当					309	1,854	1,545		1,545
当期純利益						6,270	6,270		6,270
自己株式の取得								14,303	14,303
自己株式の消却			14,302	14,302				14,302	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	8,282	8,282	309	4,416	4,725	0	3,557
当期末残高	62,120	6,971	918	7,889	6,573	76,644	83,218	937	152,291

	評価・換	算差額等		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	18,680	18,680	94	174,638
会計方針の変更による 累積的影響額				13
会計方針の変更を反映し た当期首残高	18,680	18,680	94	174,624
当期変動額				
新株の発行				6,020
資本金から剰余金への 振替				1
準備金から剰余金への 振替				1
剰余金の配当				1,545
当期純利益				6,270
自己株式の取得				14,303
自己株式の消却				•
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,221	4,221	26	4,195
当期変動額合計	4,221	4,221	26	7,753
当期末残高	14,459	14,459	120	166,871

# 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

コ									
	株主資本								
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	次十進件会 その他資	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計
		<b>員</b> 本学補並	本剰余金		利益学補並	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	62,120	6,971	918	7,889	6,573	76,644	83,218	937	152,291
当期変動額									
剰余金の配当					259	1,558	1,298		1,298
当期純利益						6,447	6,447		6,447
自己株式の取得								4,318	4,318
自己株式の処分			257	257				906	1,164
自己株式の消却			2,000	2,000				2,000	-
利益剰余金から資本剰 余金への振替			823	823		823	823		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	918	918	259	4,065	4,325	1,412	1,994
当期末残高	62,120	6,971	-	6,971	6,833	80,710	87,543	2,350	154,285

	評				
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	14,459	-	14,459	120	166,871
当期変動額					
剰余金の配当					1,298
当期純利益					6,447
自己株式の取得					4,318
自己株式の処分					1,164
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,214	47	7,167	1	7,165
当期変動額合計	7,214	47	7,167	1	5,171
当期末残高	7,244	47	7,291	122	161,699

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:15年~50年 その他:3年~20年 (会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、耐用年数を3~50年として減価償却を行っておりますが、2022年12月28日及び2023年2月24日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ29百万円減少しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 8. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

有価証券報告書

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,064百万円(前事業年度末は8,926百万円)であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

#### (3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

# 10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、 損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

#### (重要な会計上の見積り)

#### 貸倒引当金

#### 1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
 6,913百万円	

#### 2 . 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 貸倒引当金」に記載しております。

#### (2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法(DCF法)における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法(DCF法)における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染症による経済活動への影響が2023年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

#### (3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見 積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす 可能性があります。

#### (会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

## (追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、2023年2月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度を導入しております。

#### 1.取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

# 2.信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末1,138百万円、2,100千株であります。

3.総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 該当事項はありません。

#### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
 株式		723百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,554百万円	5,153百万円
危険債権額	30,969百万円	34,211百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	566百万円
貸出条件緩和債権額	3,301百万円	3,285百万円
合計額	38,825百万円	43,217百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる 債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産 更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年 3 月31日) (2023年 3 月31日) 4,851百万円 4,823百万円 4.担保に供している資産は次のとおりであります。

	-	
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 ( 2023年 3 月31日 )
担保に供している資産		
有価証券	165,496百万円	106,111百万円
貸出金	398,749 "	- <i>II</i>
担保資産に対応する債務		
預金	489 "	582 "
債券貸借取引受入担保金	1,243 "	- "
借用金	409,200 "	8,900 "
上記のほか、為替決済等の取	X引の担保として、次のものを差し入れており	)ます。
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
 有価証券	9,985百万円	- 百万円
その他の資産	26百万円 6,525百刀	
また、その他の資産には、係	R証金が含まれておりますが、その金額は次 <i>の</i>	)とおりであります。
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
保証金	1,296百万円	1,194百万円

5.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 ( 2023年 3 月31日 )
融資未実行残高	521,579百万円	487,920百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	458,395百万円	420,935百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証 債務の額

前事業年度	当事業年度
(2022年 3 月31日)	(2023年 3 月31日)
32,887百万円	31,905百万円

# (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

# 前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

# 当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

# (注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 ( 2023年 3 月31日 )
子会社株式	723	723
関連会社株式	-	-

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	186百万円	- 百万円
貸倒引当金	3,663	3,157
有価証券評価損	2,626	2,479
退職給付引当金	1,005	830
減価償却	188	159
その他	877	976
繰延税金資産小計	8,548	7,602
評価性引当額 (注)	4,589	4,281
繰延税金資産合計	3,959	3,321
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,367	2,443
繰延へッジ損益	-	20
繰延税金負債合計	5,367	2,464
繰延税金資産(負債)の純額	1,408百万円 856百万円	

<sup>(</sup>注)評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少であります。

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.8	3.3
住民税均等割等	0.1	0.1
評価性引当額の増減によるもの	10.5	3.6
その他	0.4	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%	24.4%

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 【附属明細表】

# 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	22,379	622	922 (26)	22,079	16,059	534	6,019
土地	11,710	7	320 (234)	11,398	-	-	11,398
リース資産	561	73	295	340	217	80	123
建設仮勘定	-	18	18	-	-	-	-
その他の有形固定資産	7,771	407	294 (0)	7,884	6,654	480	1,230
有形固定資産計	42,423	1,129	1,850 (261)	41,702	22,930	1,096	18,771
無形固定資産							
ソフトウエア	4,259	845	781	4,323	2,135	820	2,187
その他の無形固定資産	351	-	0	351	105	0	245
無形固定資産計	4,610	845	781	4,675	2,241	820	2,433

<sup>(</sup>注) 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

# 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6,913	6,951	441	6,471	6,951
一般貸倒引当金	3,252	2,822	1	3,252	2,822
個別貸倒引当金	3,660	4,128	441	3,218	4,128
株式給付引当金		105	-	-	105
睡眠預金払戻損失引当金	154	70	139	14	70
計	7,067	7,127	581	6,486	7,127

(注) 当期減少額(その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額 個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

# 〇 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	270	982	270	-	982
未払法人税等	42	710	42	-	710
未払事業税	227	272	227	-	272

# (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未 満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都に おいて発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のと おりです。 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

# 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 (第100期) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月24日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類 2022年6月24日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第101期第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月8日 関東財務局長に提出。 第101期第2四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月22日 関東財務局長に提出。 第101期第3四半期 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月9日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。 2022年6月2

2022年6月28日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 (第99期) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2022年10月18日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書(第三者割当による自己株式の処分)及びその添付書類

2023年2月27日 関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年2月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書 2023年2月28日 関東財務局長に提出。

(8) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2023年2月1日 至 2023年2月28日) 2023年3月10日 関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557) 有価証券報告書

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月20日

# 株式会社千葉興業銀行

中 取締役会 御

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 貉 所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

近藤 敏弘

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

中桐 徹

#### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる株式会社千葉興業銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸 借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財 務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式 会社千葉興業銀行及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績 及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要 であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形 成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557) 有価証券報告書

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法(DCF法)による引当

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

監査上の対応

有価証券報告書

会社は、千葉県を主要な営業基盤とした銀行業を営んで おり、貸出業務はその中核をなすものである。

会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、営業基盤とする千葉県の経済情勢、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。特に、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響が、貸倒の発生可能性に一定の影響を及ぼす可能性がある。

このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出 し、貸倒引当金として計上している。

当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、8,687百万円であり、【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「5.会計方針に関する事項」の「(6)貸倒引当金の計上基準」に具体的な計上方法が記載されている。また、【注記事項】(重要な会計上の見積り)に貸倒引当金の主要な仮定が記載されている。

## (1)債務者区分の判断

貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び 償却・引当基準に則り算定されるが、その算定過程には、 債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通 し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債 務者区分の判断が含まれる。

債務者区分の判断においては、特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者について、将来の業績 見通しが、重要な判断要素となる。

# (2)DCF法による引当

破綻懸念先及び要注意先で債権額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定 額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積も ることができる債権については、当該キャッシュ・フロー を当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(DCF法)により貸倒引当金 を見積もっている。

DCF法による引当においては、各債務者の債務返済能力等の評価に基づく、債権の元本の回収及び利息の受取に係る将来キャッシュ・フローが、重要な検討要素となる。

将来キャッシュ・フローを含む将来の業績見通しは、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。さらに、新型コロナウイルス

当監査法人は、債務者区分の判断及びDCF法による引当を評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

#### (1)内部統制の評価

関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、主に以下の手続を実施した。

- ・ 自己査定基準及び償却・引当基準の整備状況の評価
- ・ 債務者区分の判断及びDCF法による引当の基礎となる 債務者に関する情報の正確性及び網羅性を担保する内部 統制の評価
- ・ 自己査定基準及び償却・引当基準に準拠し、債務者区 分の判断及びDCF法による引当が実施されることを担保 する内部統制の評価
- ・ 自己査定及び償却・引当に関連するシステムのIT全般 統制の評価

#### (2)債務者区分の判断

- ・ 会社が実施した債務者区分の判断を評価するため、債 務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響 に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容及び業績等 を考慮し、検証対象先を抽出した。抽出に当たり、新型 コロナウイルス感染症の影響も考慮し、対象先を決定し た。
- ・ 抽出された債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、財務内容及び業績に関する資料等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて審査部に質問し、会社が実施した債務者区分の判断を評価した。
- ・ 債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通 しを具体化した経営改善計画等を踏まえ会社が債務者区 分を判断した債務者については、当該経営改善計画等の 合理性及び実現可能性を検討するため、債務者の主要な 損益項目について、過年度の経営改善計画等の達成度合 いに基づく見積りを評価した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し抽出した債務者については、各債務者区分に与える影響に関する会社の判断を評価するため、債務者の財務内容及び業績に関する資料、並びに将来の業績見通しに係る資料を閲覧するとともに、新型コロナウイルスの影響について必要に応じて審査部に質問した。

#### (3)DCF法による引当

・ 会社が定めたDCF法の適用基準に基づき、適用対象先が網羅的に抽出されているかを評価するため、当連結会計年度末の与信残高の一覧を用いた会社の抽出作業を再実施した。

有価証券報告書

感染症の経済活動への影響により、債務者の将来の業績見 通しに関する不確実性が高まっている。

したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容、又は 業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判断、及び DCF法による引当を、監査上の主要な検討事項に該当する ものと判断した。 ・ DCF 法に係る計算要素である将来キャッシュ・フロー の見積りの合理性を評価するため、上記自己査定関連資料を基に債務者の債務返済能力を検討するとともに、会 社の融資方針に関する資料を閲覧した。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監查 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557)

有価証券報告書

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1.上記の監査報告書の原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup> XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

# 株式会社千葉興業銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 近藤 敏弘

業務執行社員

指定有限責任社員 公叔会計士 中国

業務執行社員

<sup>- [1]</sup> 公認会計士 中桐 徹

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 千葉興業銀行の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法(DCF法)による引当 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる 債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法(DCF法)による引当)と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1.上記の監査報告書の原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2 .</sup> XBRLデータは監査の対象には含まれていません。